平成19年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)

平成18年8月25日 省議決定

国土交通省政策評価基本計画(平成14年3月22日省議決定)に基づき、平成19年度予算概算要求等にあたって、40件の施策について政策アセスメント(事前評価)を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 政策アセスメントの概要について

政策アセスメントは、新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の 観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と 期待される効果を明確に説明するものである。新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事 前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図る ものである。

政策アセスメントは、新たに導入を図ろうとする施策等(予算、規制、税制、財政投融資、法 令等)や、既存の施策等のうちその改廃等を図ろうとするものを対象として実施する。評価は、 各局等及び各外局が実施し、それをもとに政策統括官が評価書を取りまとめる。

(評価の観点、分析手法)

評価にあたっては、まず、当該施策が省全体の政策目標(アウトカム目標)のどの目標に関連するものかを明確にした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に評価する。

施策の必要性については、「ロジカル・フレームワーク」と呼ぶ分析手法を用いて評価を行うこととしている。ロジカル・フレームワークとは、具体的には以下の①から④のそれぞれについて分析し、それらのロジカル(論理的)なつながりを構築するものである。

- ①目標と現状のギャップ分析
- ②現状が目標を達成していないことの原因分析
- ③目標を達成するためには現在のシステムを見直す(改善する)必要があること(=政策課題) を示す
- ④当該政策課題を実現するための具体的な手法・手段(=施策、事務事業)を提示する また、効率性については、施策の実施のために要する社会的費用と効果等について説明し、有 効性については、目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的であるこ とを説明する。

(第三者の知見活用)

評価の運営状況等について、中立的観点からの第三者の意見等を聴取するため、国土交通省政策評価会(座長:金本良嗣東京大学教授)を必要に応じて開催することとしている(国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ(http://www.mlit.go.jp/hyouka)に掲載することとしている)。また、個々の施策ごとにも、必要に応じて学識経験者等の助言を活用することとしている。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成19年度予算概算要求にあたって、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする40の施策について評価を実施した。施策の一覧は別添1、様式の説明は別添2、個別の評価結果は別添3のとおりである。

また、個々の施策の検討にあたって学識経験者等の意見を参考にした場合には、それぞれ個票の「その他特記すべき事項」の欄に記載した。

以上

政策アセスメント 施策一覧 (平成19年度予算概算要求等関係)

No	施策等名	ページ
政	 策目標1.居住水準の向上	
1	地域住宅交付金の拡充(地域優良賃貸住宅制度の創設)	1
政	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
2	バリアフリー化の促進	3
3	住宅のバリアフリー改修促進税制	5
政	- 策目標 4 . 住環境、都市生活の質の向上	
4	まち再生出資の拡充	7
5	住民参加型まちづくりファンド支援業務の拡充	8
政	ー 策目標5.アメニティ豊かな生活環境の形成	
6	緑地環境整備総合支援事業の拡充	10
7	景観形成総合支援事業の創設	12
政	策目標7.水害等による被害の軽減	
8	洪水氾濫域減災対策事業の創設	14
9	都市水害対策共同事業の創設	15
10	地域の防災拠点の保全(急傾斜地崩壊対策事業の採択基準拡充)	17
11	洪水流下阻害部緊急解消事業の創設	19
12	大規模河川管理施設機能確保事業の創設	20
13	次世代アメダスの整備	21
14	排水機場耐水化事業の創設	23
15	直轄海岸災害関連緊急事業の創設	24
16	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	26
17	高潮等総合防災情報システムの高度化	28
政	策目標8.地震・火災による被害の軽減	
18	密集市街地の緊急整備(都市防災総合推進事業の拡充、住宅市街地総合整備事業の拡充)	30
19	密集市街地の緊急整備(密集市街地におけるまちづくり規制合理化支援事業の創設)	32
20	エレベーター耐震化支援制度の創設	34
21	帰宅困難者対策のための防災公園事業の拡充	35
22	海岸耐震対策緊急事業の創設	37
23	緊急地震速報を活用した災害対策の高度化機器開発	39
24	地震急傾斜地崩壊対策緊急事業の創設	40
政	- 策目標9.交通安全の確保	
25	運転者登録制度の実施地域拡大等によるタクシーの安全性・質の向上	42
26	自治体が管理する道路橋の長寿命化のための修繕計画策定費の支援制度の創設	44
27	技術基準への適合性確認制度の確実な実施	46
政	- 策目標12.地球環境の保全	
28	輸送部門における省エネ対策の普及・促進	48
29	官学連携による異常気象分析体制の構築	51
政	- 策目標16.循環型社会の形成	
30	海面処分場の計画的な確保のための支援の拡充	53

政策目標18.国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化	
31 スーパー中枢港湾プロジェクトの推進	55
政策目標19.物流の効率化	
32 国内農産品の効率的な輸送システムの構築	57
政策目標20.都市交通の快適性、利便性の向上	
33 徒歩・公共交通など総合的な都市交通施策の推進	58
政策目標21.地域交通確保	
34 地域公共交通再生モデル事業	60
政策目標22.地域間交流、観光交流等内外交流の推進	
35 ニューツーリズム創出・流通促進事業	62
36 みなと振興交付金の創設	65
政策目標24.公正で競争的な市場環境の整備	
37 都市再生街区基本調査 (土地活用促進調査)	67
政策目標26.消費者利益の保護	
38 住宅の生産・供給システムにおける信頼確保	69
政策目標27. IT革命の推進	
39 地理空間情報の高度な活用の推進(基盤地図情報整備)	72
その他	
40 我が国建設業の国際展開の推進 - 官民連携によるインフラ整備 -	74

事前評価票 (第2次作業依頼の様式)

施策等名	担当課・・局・・課		
	(担当課長 (・・課長・・・)		
施策等の概要	名) ○導入する施策等の内容を簡潔、明確に記述する。 ○法令関係の場合は、法令名、予算関係の場合は予算額、税制関係の場合は減収見込額を明記。		
施策等の目的	○導入する施策等の目的を簡潔、明確に記述する。		
関連する 政策目標			
関連する業績指標	○どの業績指標に関連するか <社会資本整備重点計画に関連する指標があればその旨も記載>		
指標の 目標値等	○上記指標に係る目標値 <社会資本整備重点計画に関連する目標値があればその旨も記載>		
施策等の必要性			
社会的ニーズ	○導入する施策等が社会・国民のニーズに適っていることを説明		
行政の関与 ○行政の関与の必要性、官民の役割分担			
国の関与	○国の関与の必要性、国と地方の役割分担		
施策等の効率性	○施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について説明する。☆規制の新設、改変(緩和を含む。)を伴うものについては、費用分析、便益分析に加え、他の代替手段と比較すること等により、当該施策等の導入がより効率的であることを説明する。		
施策等の有効性	○目的、目標を実現する上で、導入しようとする施策等の実施が効果的である ことを説明する。目標達成にどのように貢献するかを可能な限り明らかにす る。(可能なものについては、関連する業績指標の目標値をどの程度向上させ るかの予測も明らかにするよう努める。)		
その他特記すべ き事項	 ○審議会答申等、企画立案過程における有識者等の意見 ○目標達成に際して影響を与える外部要因として考えられるもの ○政策レビュー、政策チェックアップ等との関係 ☆規制を見直す条件(現行の規制を正当化する理由が成り立たなくなり、見直しが必要となる場合。例:安全性が担保されれば見直す)、レビューを行う時期(具体的な見直しの時期を明記。例:○年後に見直す)等を記載 		

(注) 規制改革・民間開放推進3か年計画(本年3月19日閣議決定)において、「RIA(規制影響分析)導入の推進【16年度以降逐次実施】」が明記されたことを踏まえ、 当面、評価票に上記☆の記載事項を追加することにより規制影響分析を試行的に実施する。

事前評価票【No.1】

施策等名	地域住宅交付金の拡充(地域優良 担当課 住宅局住宅総合整備課 賃貸住宅制度の創設)
施策等の概要	特定優良賃貸住宅制度・高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度として、既存の賃貸住宅ストックを有効活用しながら、地域の状況に応じて対象世帯を設定する等地域の住宅需要に対応できる枠組みのもとで、住宅整備や子育て世帯、高齢者・障害者世帯等に対する入居者の負担軽減のための助成を効果的に行う地域優良賃貸住宅制度(仮称)を創設する。 【法律:次期通常国会に提出予定。】 【予算要求額:地域住宅交付金 266,000 百万円(国費)の内数】
施策等の目的	特定優良賃貸住宅制度・高齢者向け優良賃貸住宅を再編し、地域優良賃貸住宅制度(仮称)を創設することにより、既存賃貸住宅ストックを有効活用し、地域の住宅需要に柔軟に対応できる機動的かつ効率的な住宅セーフティネットの確保を図る。
関連する 政策目標	1) 居住水準の向上 2) バリアフリー社会の実現 3) 子育てしやすい社会の実現
関連する 業績指標	_
指標の 目標値等	
施策等の必要性	〇 中堅所得者等を対象とする特定優良賃貸住宅について、良質な賃貸住宅として整備された住宅ストックが有効に活用されていない地域が生じている一方で、高齢者向け優良賃貸住宅については、今後、高齢者単身世帯の急速な増加が見込まれる中、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅の必要性が高いにもかかわらず、供給戸数が伸び悩んでいるなど、需給のミスマッチが存在しているのが現状である。 (=目標と現状のギャップ)
	〇 その原因の1つとしては、特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅は、建設等時点で認定された計画に基づき、管理段階における施策対象が長期間にわたり特定されており、建設等段階で施策対象とした以外の世帯に対して、地域の住宅に対する需要の変化に応じて、柔軟に入居させることが困難であるなど、地域の住宅政策を効率的、機動的に展開しにくい制度となっていることが挙げられる。(=原因分析)
	〇 このため、特定優良賃貸住宅制度及び高齢者向け優良賃貸住宅制度を再編し、地域における住宅政策の自由度を高め、政策資源を最大限有効に活用しつつ、地域の状況に応じて、子育て世帯、高齢者・障害者世帯等居住安定に特に配慮が必要な世帯を対象とした賃貸住宅の供給の拡大を図ることが可能な制度とすることが必要である。(=課題の特定)
	O 以上のことから、特定優良賃貸住宅制度・高齢者向け優良賃貸住宅制度を 再編し、公営住宅を補完する公的賃貸住宅制度として、既存の賃貸住宅ストックを有効活用しながら、地域の状況に応じて対象世帯を設定する等地域の 住宅需要に対応できる枠組みのもとで、住宅整備や子育て世帯、高齢者・障 害者世帯等に対する入居者の負担軽減のための助成を効果的に行う地域優良 賃貸住宅制度(仮称)を創設する。

	(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	市場重視、ストック重視の住宅政策への本格的転換が図られる中で、子育て
	│世帯、高齢者・障害者世帯等居住安定に特に配慮が必要な世帯を対象に公的賃 │ │貸住宅制度を再編し、住宅セーフティネットとして、市場全体を視野に入れた │
	頁任宅制度を再編し、任宅セーフティネットとして、市場主体を税野に入れた
一 行政の関与	
	れることもあり、供給の拡大を通して一定の質が確保された賃貸住宅への入居
	を可能にするためには行政の関与・支援が不可欠である。
国の関与	子育て世帯、高齢者・障害者世帯等居住安定に特に配慮が必要な世帯の居住
	の安定の確保には、全国を対象とした制度的枠組みが必要であり、国の関与に
	より推進すべき課題と考えられる。
施策等の効率性	子育て世帯等の施策対象世帯の居住の安定を確保する際に、賃貸住宅の新規
	建設を必ずしも前提とせず、既存の民間・公的賃貸住宅ストックを最大限活用
	すること等により、住宅セーフティネットが効率的に確保される。
施策等の有効性	特定優良賃貸住宅制度及び高齢者向け優良賃貸住宅制度を地域優良賃貸住宅
	制度(仮称)に再編することにより、公的賃貸住宅ストックと子育て世帯等の
	施策対象のミスマッチが解消され、施策対象の居住の安定がより効率的に確保
	されると考えられる。
 その他特記すべ	│ │ 住生活基本法において、「住生活の安定確保及び向上の促進に関する施策の推│
き事項	進は、住宅が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることにか
	んがみ、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭その他住宅の確
	保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保が図られることを旨として、行わ
	れなければならない。」とされている。
	また、社会資本整備審議会答申「新たな住宅政策に対応した制度的枠組みに
	ついて」において、「市場重視、ストック重視の住宅政策への本格的転換が図ら
	れる中で、市場において自力では適正な居住水準の住宅を確保できない者の居
	住の女足権休及の市場において十分な重か権味されない負責任毛の供給につい
	では、圧毛と「ファイネットとして、市場主体を抗野に入れた心泉の丹構業を

事前評価票【No. 2】

施策等名	バリアフリー化の促進	担当課	住宅局建築指導課
旭米寺石	177777 1000位置	(担当課長名)	(建築指導課長小川富由)
施策等の概要	○ 高齢者、障害者等の移動等の		
	に基づく基本構想に位置付け		
	に係る固定資産税等の特例措	直を創設する。(直定貧産祝、都市計画祝:課
	税標準 5年間2/3)		
	□ 関係条文 高齢者、障害者等	の移動寺の円滑化	の促進に関する法律 第25
	条、第35条	'亚左连' 40 (光	# = ===
 施策等の目的	□ 減収見込額 (初年度)30 (□ 生活環境全般でのバリアフリーダ	(平年度) 48 (単 + 広 を 効果 めに #6 /#	
ル東寺の日的	生活環境主版でのバリアフリーズ 者や障害者等にとって、生活空間		
関連する	2) バリアフリー社会の実現	N·My到しですく、A	すりしたりい 仏恩を天坑りる。
政策目標	<社会資本整備重点計画第2章に	- 記載あり>	
	(在公文外正備主派自自初2年)		
関連する	2) 1日当たりの平均利用者数か	「5.000人以上(の旅客施設、その周辺等の主
業績指標	な道路、不特定多数の者等が利用		
	割合<社会資本整備重点計画第 2		
	3) 不特定多数の者等が利用する	ら一定の建築物(新	築)のうち誘導的なバリアフ
	リー化の基準に適合する割合		
指標の	2) 平成19年度:約4割<社	会資本整備重点計	画第2章に記載あり>
目標値等	3) 平成 20 年度:30%		
施策等の必要性	○ユニバーサルデザインの考えも	ら踏まえた一体的な	・総合的なバリアフリー化が
	促進されるべきである。	_	
	新築建築物のバリアフリー化に		
	障害者等が円滑に利用できる特定		
	法)」によって 2,000 ㎡以上の新		
	とで一定の進捗が見られつつある		
	┃ や、地域の一体的・連続的なバリ ┃ こなかった。(=目標と現状のギ		(は十分な対束が講しられて)
	こなかりた。(一日保と現仏のヤ	ヤツフ)	
	 ○建築物のバリアフリー化は、所	有者等にとって明	示的にメリットが生まれるま.
	のではなく、特に既存建築物のパ		
	やコストの面で大きな負担がある		
	, = , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	20 ("31-23 11)	
	○建築物特定事業に基づき行われ	ιるバリアフリー事	「業は、基本構想にも位置付け
	られる当該地域にとって重要かっ	O公益的な事業であ	ることから、建築物特定事業
	に基づくバリアフリー化を行った	-建築物については	、建築主等の負担を軽減する
	必要がある。(=課題の特定)		
	○ 固定資産税及び都市計画税の		バリアフリー化による建築主
11.477	等の負担を軽減する。(=施領		
社会的ニーズ	2010 年代には 4 人に 1 人以上が 6		
	んがみ、建築物のバリアフリー化	このより一層のスピ	ートアップを図ることか求め
 行政の関与	られている。 建築物のバリアフリー化は建築主	二一物理的。经这处	から切れないる。大学 古松
1]	│ 建築物のハリアフリー化は建築± │ 者等の社会参加を促すなど外部性		
	古寺の社会参加を従りなど外部に は行政側からの積極的な指導・ま		ことがら、ての推進に向けて
国の関与	税制上の特例措置、補助制度、副		
		4 × 11/1 × 0	
	<u> </u>		

施策等の効率性	建築物のバリアフリー化については、付加的な面積・費用の増加を伴うため、建築物のバリアフリー化に取り組む建築主の負担は非常に大きいものであるとともに、高齢者・障害者等の社会参加・自立を促すなど外部性・公共性を有するものである。
	そこで、こうした建築主の負担を軽減し、インセンティブを与えて、特にバリアフリー化の必要性の高い特定建築物におけるバリアフリー対応の促進を図るため、容積率の算定の特例、表示制度等と併せて、税制上の支援により高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を促進していく必要がある。
施策等の有効性	バリアフリー建築物の整備促進については、高齢者・障害者等をはじめとする社会的なニーズや意義は大きい。これらに応えるためには、設置主体である事業者 (建築主)の意欲、取組を喚起する必要がある。そのための手段として、税制上の優遇措置を通じて事業者に対する支援を行うことが最も経済的かつ効果的である。
その他特記すべ き事項	○先の通常国会で可決成立したバリアフリー法では、市町村が一定の地域のバリアフリー化を図るために基本構想を作成した場合に、関係する建築主等は基本構想に即して建築物のバリアフリー化に係る計画を策定しこれを実施するものとしており(建築物特定事業)、地域の一体的・連続的な移動円滑化を図るための建築物のバリアフリー化が行われる見込みである。 ○平成17年度チェックアップ 「バリアフリー法の施行に向けて、政省令等の所要の改正を行うとともに、必要な支援措置についても検討を行う。」

事前評価票【No. 3】

+	
施策等名	住宅のバリアフリー改修促進税制 担当課 住宅局住宅総合整備課
	(担当課長 (住宅総合整備課長合田
	名) 純一)
施策等の概要	┃ ○住宅のバリアフリー改修促進税制の創設
	既存住宅におけるバリアフリー化に資する工事で工事費用が一定規模以上
	のものについて、当該工事に要した費用の一定額(10%程度)を当該年の所得
	税額から控除する。
	【減収見込額:16589 百万円】
	住生活基本法の基本理念を踏まえ、高齢者等が安心して快適に自立した生活を
旭東寺の日的	ほこん基本法の基本ほぶを聞まれ、同断有等が女心して快適に自立した生活を 送ることのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図
	る。
関連する	2) バリアフリー社会の実現
│ │ 政策目標	<社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
関連する	2)1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主
業績指標	┃な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化
	の割合
	く社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
指標の	2) 住宅のバリアフリー化 約1割(平成19年)
日標値等	2) ほものパップラットに 一柄「高く一成」。 年/ <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
日保胆守	〜仏云貝本笠哺里点計画男と早に記載のサノ
施策等の必要性	│○ 我が国では、65歳以上の高齢者のいる世帯の割合が 2000 年の約 24%から
	2025 年には約 37%へと増加することが見込まれているなど、高齢者等が安心
	して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備が喫緊の課題となっ
	ている中、平成27年度において全住宅ストックのバリアフリー化の目標値は、
	2割とされているのに対して、平成15年における実績値は5.4%となってい
	る。(=目標と現状のギャップ)
	○ バリアフリー改修費に対する支援制度としては、介護保険制度に基づく助
	とから、全ての高齢者等が制度を活用してバリアフリー改修を行うことはで
	きない状況にある。
	また、自治体の厳しい財政事情等から、新たな公的賃貸住宅の整備によっ
	て課題の解決を図ることには一定の限界がある。(=原因分析)
	○ そのため、要介護認定前も含めて、高齢者等の住宅のバリアフリー改修に対
	して、効果的な支援を図る必要がある。今後の更なる高齢化の進展を踏まえ、
	全国において住宅のバリアフリー化を促進することが必要である。(=課題の
	特定)
	○ このため、以下の制度の創設を図る。
	- ○ - CO
	・
	II/でコ欧牛皮の川付仇領がり江林する(一旭木の六件町内台)
11046 ·	人名古典ルギザ屋」でいてよった野女などもとして生物にもよりによっています。
社会的ニーズ	今後高齢化が進展していく中、高齢者等が安心して快適に自立した生活を送る
	ことのできる環境の整備を促進し、高齢者等の居住の安定の早期確保を図るこ
	とが必要である。
行政の関与	バリアフリー化されることにより、生活の利便性の向上につながるが、現在バ
	リアフリー化が 5.4%にとどまっていること及び今後の高齢化の進展を踏まえ
	ると、より一層のバリアフリー化を進めるためには国民の自発的な取り組みだ
	けにゆだねるのみならず、政策的な誘導が必要である。
国の関与	○ 全住宅ストックのうち、バリアフリー化された住宅ストックの割合は 6.7%
四のぼう	
	であることや、今後の高齢化の進展を考慮すると、バリアフリー改修の必要なると、メルタを持ちます。
	なストック数は膨大であり、それらのバリアフリー化の促進のためには国の

	関与が必要である。	
	○ バリアフリー改修に係る税制、補助制度等を連携させつつ、膨大なバリアフ	
	リー改修の必要性に鑑み、国による支援を強化する必要がある。	
施策等の効率性	〇 税制上のインセンティブを付与することにより、住宅所有者の主体的な取	
	り組みを促し、効率的にバリアフリー改修を促進することが可能となる。	
	〇 要介護認定を受ける前に住宅のバリアフリー改修を行うことで、介護費用	
	等の公的負担の増大及び社会的損失の発生を抑制できるため、行政の関与	
	により、事前に住宅のバリアフリー化を進めることが効果的である。	
施策等の有効性	○ 税制上のインセンティブを付与することにより、自発的にバリアフリー改修	
	を行わない者のバリアフリー改修を促進することが可能となる。	
	○ 要介護認定前にバリアフリー改修を促進することで、高齢者等の居住の安定	
	を図るとともに、介護費用等の公的負担の増大及び社会的損失の発生を抑制	
	することが可能となる。	
	,	
その他特記すべ	○ 平成 18 年秋頃閣議決定予定の住生活基本計画 (案) (本年7月にパブリック	
き事項	コメントを実施した案)における目標の一つに、「住宅の確保に特に配慮を	
	要する者の居住の安定の確保」が設定された。	
	指標として、以下のように定められている。	
	指標として、以下のように定められている。 [高齢者等への配慮]	
	・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率注1	
	一定のバリアフリー化(注1)	
	【29% (平 15) →75% (平 27)】	
	うち、高度のバリアフリー化(注2)	
	【6.7% (平 15) →25% (平 27)】	
	(注 1) 一定のバリアフリー化: 2 箇所以上の手すりの設置又は屋内の	
	段差解消に該当	
	校左府内に成当 (注2)高度のバリアフリー化:2箇所以上の手すりの設置、屋内の段	
	差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅	
	を	
	O) 目標達成に際して影響を与える外部要因	
	・新規住宅着工数、リフォーム件数等	
	・初祝は七眉工数、サフォーム什数寺 ○ 平成17年度政策チェックアップ「引き続き補助、融資等によりバリアフリ	
	○ 平成「7年度政策デェックアック「引き続き補助、融資等によりバッアクリー 一化された住宅の供給の支援をしていくとともに、地域における住宅政策を	
	一記された住宅の供給の支援をしていくこともに、地域における住宅政策を	
	総占的がり計画的に推進するための地域性七爻的金制度等により制設、既設 を問わずより一層の住宅のバリアフリー化を推進していく。」	
	で向わりよう 宿の圧七のパリノフリーにを推進していて。]	

事前評価票【No. 4】

施策等名	まち再生出資の拡充	担当課(担当課長名)	都市・地域整備局 まちづくり推進課 (まちづくり推進課長
			大藤 朗)
施策等の概要	地方都市の成長力・競争力の強化を	支援するため、国	民間事業者が行う優良な民間
	都市開発事業に対する民間都市開発	発推進機構の支援	について、まち再生出資の事
	業区域面積要件の緩和、債務保証制	制度の創設等の拡	充を行う。
	【予算要求額:国費10億円】		
施策等の目的	都市再生に資する優良な民間都市開発事業を支援し、地方部における民間の資		
	金・ノウハウを活用しつつ都市の競	争力・成長力の強	化を図ることを目的とする。
関連する	4) 住環境・都市生活の質の向上		
政策目標			
関連する	_		
業績指標			
指標の	_		
目標値等			
施策等の必要性		業し事性しった。	4.4. 如士玉开口次十万百户
ルスサックを女は	○市町村が行うまちづくり交付金事 な民間都市開発事業の立ち上げる		
	□ な民間都市開発事業の立ち上げる □ よるまち再生出資事業が平成17		
	ては、地価下落の継続や業務ビル		
	いている。(=目標と現状のギャ		- 柱内の序派が依然として続
	〇原因は、地方都市において、都市		トのリフクを取る仏姿気が小
	なく、事業の立上げに必要な資金		
	ー なく、事業の立工がに必要な負金 ー れる。(=原因分析)	の例注が依然とし	こと四種であることがあげら
	〇これまでは、新築を対象として支	ぜが行われてき:	たが 地士邦古でけ 小坦塔
	な事業や既存建築物の改築等の需		
	金面の支援が必要。(=課題の特		りの事業の立工行のための負
	〇このため、現行のまち再生支援事		1 既友建築版の北築等(11
	Oこのため、現行のよら再生又抜き ニューアル・コンバージョン) も		
	_		
	和、民間事業者の事業資金の借入		此の創設及い文族対象となる
サマヤー ブ	事業形態の追加を行う。(=施策		に分十2方いー ブギャフ
社会的ニーズ	地方都市では、小規模業務ビルの建	首・リーユーアル	ツー刈りの向い―一人かめる。
/= =/ - DD /-		0	
行政の関与	地方都市においては、民間の経済が	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	対して行政が支援を行うことにより		
国の関与	地方都市での民間都市開発推進によ		
	力の源泉」である都市の競争力や成		
	題であるため。(「経済成長戦略大網	岡」(平成 18 年 7	月 6 日決定))
施策等の効率性	地方都市においては、民間金融機関	による資金の調道	達が困難であり、民間都市開
	発推進機構が、プロジェクトの立ち	上げ時の資金調	達を支援することで、民間事
	業者による都市開発の実施が効率的	<u>りに行われ</u> る。	
施策等の有効性	地方都市においては、小規模事業や	既存建築物の改修	多等のニーズが高いことから
	優良な民間都市開発事業を行う民間	間事業者への支援	を拡充することにより、民間
	の資金・ノウハウを活用した地方都	『市の再生が図ら	れる。
 その他特記すべ			
き事項			

事前評価票【No. 5】

+	
施策等名	住民参加型まちづくりファンド支 担当課 都市・地域整備局 接業務の拡充 (担当課長名) まちづくり推進課 (まちづくり推進課長 大藤 朗)
+- ++ ++ IIII	
施策等の概要	・住民参加型まちづくりファンド支援業務について、支援対象としてまちづくり 推進機構※(仮称)等を追加する。 ※まちづくり推進機構(仮称):市町村長が指定する NPO 等の非営利法人 【予算要求額:国費15億円】 ・都市再生特別措置法の改正
施策等の目的	住民等による景観形成・観光振興等のまちづくり活動・コミュニティビジネスに
	対する支援を行うことにより、個性と創造に満ちたまちづくりを推進することを目的とする。
関連する 政策目標	4) 住環境、都市生活の質の向上
関連する 業績指標	_
指標の 目標値等	-
施策等の必要性	 ○平成17年度から住民等による地域の特色あるまちづくり活動を支援するため、(財)民間都市開発推進機構を通じ、住民等が行う活動への資金助成を行う公益法人、公益信託に着目し支援を行ってきている。最近は、そのような活動に対し、公益法人や公益信託に加え、中間支援組織による支援等も活発化してきており、その役割への期待も大きいが、他方、これ以上の事業展開が困難であることが指摘されている。(=目標と現状のギャップ) ○原因は、いわゆる中間支援組織(NPO等)の多くは、資金余力がないことにより、ノウハウのアドバイスや調査などのソフト事業支援に留まっているケースが多く、建築物等の増改築といったハード事業を伴う場合には十分な支援ができていないことがあげられる。(=原因分析) ○このため、中間支援組織である NPO 等の法人にも法的位置付けを与え、あわせて支援措置を講ずることで、その積極的な活用を図っていくことが求められる。(=課題の特定) ○以上の課題に対応するため、都市再生特別措置法の改正により、まちづくり推進機構(仮称)を創設し、その対象にNPO等の法人を位置付けるとともに、住民参加型まちづくりファンド支援業務の支援対象として、公益法人・公益信託に加え、まちづくり推進機構(仮称)等を追加する。(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	地方都市で経済の停滞等が見られる中で、住民等によるまちづくり活動は、各地域の様々な課題を解決し、地域を再生させるために重要になってきている。
行政の関与	住民等による景観形成・観光振興等のまちづくり活動が活発化しているのに対し、資金的な不足が活動のネックとなっており、民間だけでは十分な展開が困難である。
国の関与	良好な都市空間の創造等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力や成長力を一層高めることが、地域の活性化に資する重要課題であるとされている。 (「経済成長戦略大綱」(平成18年7月6日決定))
施策等の効率性	地域の個性と創造に満ちたまちづくりには中間支援組織の積極的な活用が必要であり、資金不足がネックとなっている住民等による主体的な活動に対して支援を行う中間支援組織に対して助成を行うとともに、その中間支援組織への助成の条件に住民や地元地方公共団体の出捐を必須としていることから、地域の資金の誘導・循環を促すこともでき、より効率的にまちづくりの推進が図られる。

施策等の有効性	地方都市で経済の停滞等が見られる中で、地域のまちづくり活動に対して支援等を行う中間支援組織への助成を行うことにより、新たな公的支援のルートができ、資金不足がネックとなっている住民等による主体的なまちづくりの一層の推進が図られ、地域の個性と創造に満ちたまちづくりが推進される。
その他特記すべ き事項	

施策等の概要		緑地環境整備総合支援事業の拡充	担当課	都市・地域整備局な	/園緑地	
施策等の概要	//B/X 17 II					
保が特に重要な地域において、効率的な民有緑地の確保及び民間等が主体となった緑化の推進を図るため、緑地環境整備総合支援事業について、採択要件を拡充するとともに、民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置を追加する。 【予算要求額:国費35億円】 施策等の目的 緑豊かで安心して子育でができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する スメニティ豊かな生活環境の形成 会社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 17) 都市域における水と緑の公的空間確保量 会社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 2章に記載あり> 17) 約1割増(平成19年度) 会社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 2章に記載あり> 17) 約1割増(平成19年度) 日標値等 日球値等 2章に記載あり 17) 約1割増(平成19年度)日標値等 日本会資本整備重点計画第2章に記載あり 17) 約1割増(平成19年度)日標値等 17) 2000 日標値等 18 対 18				一)	3 711193	
保が特に重要な地域において、効率的な民有緑地の確保及び民間等が主体となった緑化の推進を図るため、緑地環境整備総合支援事業について、採択要件を拡充するとともに、民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置を追加する。 【予算要求額:国費35億円】 施策等の目的 緑豊かで安心して子育でができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 政策目標 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 17) 都市域における水と緑の公的空間確保量 《社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 精標の 17) 約1割増(平成19年度) 会社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 施策等の必要性 の水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、現在、都市域における水と緑の公的空間確保量 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> が、本整備重点計画第2章に記載あり> を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) のこれまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)	施策等の概要	平成 16 年の都市緑地法改正で導力	された緑化地域の	D指定等を促進し、総	録地の確	
った緑化の推進を図るため、緑地環境整備総合支援事業について、採択要件を拡充するとともに、民間事業者等による緑化施設整備を促進するための支援措置を追加する。 【予算要求額:国費35億円】 緑豊かで安心して子育でができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 政策目標 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 17) 都市域における水と緑の公的空間確保量	30014 3 3 17724				-	
置を追加する。 【予算要求額:国費35億円】 施策等の目的 総豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 大社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 (平成19年度) (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を表示の必要性 (本の公的空間確保量(都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) のこれまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)						
置を追加する。 【予算要求額:国費35億円】 施策等の目的 総豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 大社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 (平成19年度) (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を大会資本整備重点計画第2章に記載あり> を表示の必要性 (本の公的空間確保量(都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) のこれまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		拡充するとともに、民間事業者等	こよる緑化施設整	備を促進するための	支援措	
施策等の目的 緑豊かで安心して子育てができる快適な都市環境を形成するため、用地取得を伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する		置を追加する。				
伴う緑地整備だけでなく、民間事業者等による緑地・公園の保全・創出を行うなど、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する政策目標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 指標の目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 「17) 約1割増(平成19年度)(社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 「17) 約1割増(平成19年度)(社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 「17) 約1割増(平成19年度)(社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 「17) が1割増(平成19年度)(社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 「17) が1割増(平成19年度)(表湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 「18) 「日標と現状のではでは、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		【予算要求額:国費35億円】				
など、幅広い主体の参画、官民協働による多様な手法を積極的に用い、都市における効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 政策目標	施策等の目的	緑豊かで安心して子育てができる	央適な都市環境を	形成するため、用地	取得を	
おける効率的な緑とオープンスペースの確保を推進する。 関連する 政策目標 く社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 く社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 指標の 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 指標の 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を社会資本整備重点計画第2章に記載あり> を主会資本整備重点計画第2章に記載あり> を主会資本整備重点計画第2章に記載あり> の水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、現在、都市域における水と緑の公的空間確保量(都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) ○これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		伴う緑地整備だけでなく、民間事	業者等による緑地	・公園の保全・創出	を行う	
関連する 政策目標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 関連する 業績指標 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 指標の 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> 指標の 目標値等 (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> (社会資本整備重点計画第2章に記載あり> (本会資本整備重点計画第2章に記載あり> (本会資本を含意的ではいる。(書間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(三目標と現状のギャップ) (これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(三原因分析)		など、幅広い主体の参画、官民協	動による多様な手	法を積極的に用い、	都市に	
政策目標				する。		
関連する 業績指標	" " - " -					
業績指標	政策目標	<社会資本整備重点計画第2章に	記載あり>			
指標の 目標値等	関連する		— —			
目標値等 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>	業績指標	<社会資本整備重点計画第2章に	記載あり>			
施策等の必要性	指標の	17) 約1割増(平成19年度)				
緑の公的空間確保量(都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)	目標値等	<社会資本整備重点計画第2章に	記載あり>			
地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)	施策等の必要性	性 〇水と緑豊かで良好な都市環境の	形成を図るため、	現在、都市域におけ	る水と	
保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したもの)の平成19年度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		緑の公的空間確保量(都市域にお	ナる (港湾の区域	を含む)自然的環境	(樹林	
度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところであり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)					-	
あり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			-	
においては達成に向けてなお一層の取組みが求められている。(=目標と現状のギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		度の目標値の約1割増=約13㎡の達成に向けて施策を継続しているところで				
ギャップ) 〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)		あり、長期的には20㎡以上確保されたような都市を目指しているが、都市部				
〇これまでの施策は、地方公共団体による公園緑地の整備の推進が中心であったが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)						
たが、特に地価の高い都市部においては、昨今の地方公共団体の財政事情からも、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限界があるのが現状である。(=原因分析)				_ +	- 1	
も、用地取得を伴う緑地整備のみでは緑とオープンスペースの確保の推進に限 界があるのが現状である。(=原因分析)						
界があるのが現状である。(=原因分析)			–			
				スペースの確保の推	進に限	
一				ナ 以 に け	+ 1440	
ない民有緑地の保全・創出も重要であり、民間の活力を引き出すことの出来る				· · · · · · · · · · · · · ·		
ない民有縁地の株主・創山も里安であり、民間の活力を引き出りことの出来る 官民連携施策が必要である。(=課題の特定)				刀を引き出りことの	山木る	
日氏連携施泉が必安である。(一味題の特定) 〇これらの課題に対して、導入する施策の具体的な内容は以下のとおり。				内容は以下のとおり		
・市民緑地等整備事業、借地公園整備に対する要件の拡充					0	
・緑地管理機構等への支援措置の追加				11 47 11476		
・民間事業者等による公開緑化施設整備への支援措置の追加				措置の追加		
(=施策の具体的内容)						
社会的ニーズ 〇緑に対する社会的ニーズは、各種世論調査等によっても高い結果となってお	社会的ニーズ			っても高い結果とな	ってお	
り、豊かな生活環境形成に向けた支援措置が必要である。					55	
例)「自然保護と利用に関する世論調査」内閣府:平成13年5月より						
自然にふれあう機会を増やすために必要なこと "自宅や勤務先などの周辺					の周辺	
に、身近な自然を残したり、増やしたりする"約42%						
〇特に都市部においては、安心して子育てができる環境づくりの充実が求めら		〇特に都市部においては、安心し	て子育てができる	環境づくりの充実が	求めら	
れている。		れている。				
行政の関与 緑の基本計画等を策定する行政は、良好な都市空間の創造を実現するため、官	行政の関与	- 緑の基本計画等を策定する行政は	良好な都市空間	の創造を実現するた	め、官	
民協働により緑地の保全・創出を主体的に推進する必要がある。		民協働により緑地の保全・創出を	主体的に推進する	必要がある。		
国の関与現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保に寄与するためには、都市の		現在及び将来の国民の健康で文化	内な生活を確保に	寄与するためには、	都市の	
緑とオープンスペース確保が課題であり、総合的な施策の推進は国の責務。	国の関与					

施策等の効率性	市民緑地等整備事業の要件拡充により、地方公共団体と民間事業者等の連携により、特に地価の高い都市部において、用地の取得を伴う緑地整備によることなく、 効率的な緑地の保全・創出を推進することが可能となる。
施策等の有効性	地方公共団体と民間事業者等の連携により、幅広い主体の参画や、多様な手法を用いることで、効率的、効果的な緑地の保全と創出が可能となることから、 業績指標の「都市域における水と緑の公的空間確保量」の向上を図るうえで、 有効な施策である。
その他特記すべ き事項	○基本方針2006において、「良好な都市空間の創造等を通じて、都市の成長力を高めるとともに、様々な担い手の自主性と創意工夫に富んだ全国都市再生を進める」とされている。 ○自由民主党国土交通部会関係合同会議に設けられた「都市のみどりの保全・再生研究会」でも、その中間とりまとめに「公有地化によらず、土地所有者が土地を所有したままみどりが維持されるしくみの充実を図る必要がある」とされている。 ○平成15年度より、業績指標の「都市域における水と緑の公的空間確保量」について政策チェックアップを実施。

施策等名		+□ 71 - ⊞	初士,协会政 供已
肥東寺石 	 景観形成総合支援事業の創設	担当課 (担当課長	│都市・地域整備局 │都市計画課
	泉観ルル心ロ叉波事業の創設 	名)	(景観室長 東 潔)
 施策等の概要	景観法に基づく制度の活用にイ		
心水寺の似女	「景観法に盛りて前及の冶用に作 好な景観形成の取組を促進するた。		
	対な京航ル成の収益を促進するため 度までに確実に定められることが		
	用を踏まえて景観の形成・活用に		
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /		
	後日間が、これ回りに11771との日本		
	かる地区計画等の区域	四四场、泉航地区	2、産業物等の形態思匹で足
	「予算要求額 国費 7 億円]		
	景観法の活用を踏まえて定めた「	異観』に関する方	会・ルールに則して市町村
心水寺の日的	「景観仏の冶用を聞よれて足めた」 等が行う景観形成の取組みを総合		
	た良好な景観形成の取組みを促進		
	た良知な景観が成め収益ができた。 力あるまちの創出、交流人口の拡大		
	ハめるようの制山、文派ハロの1kg に資する。	へによる記述が	· 冶任化、酰儿亚国切关统
関連する	5) アメニティ豊かな生活環境(カ形成	
政策目標	22)地域間交流、観光交流等内容		
関連する			
業績指標			
指標の			
目標値等			
施策等の必要性	○ 良好な景観の形成については、	地方公共団体に	おけるこれら取組みを積極
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	的に推進するため、「景観法」が新		
	た。しかしながら、同法の活用実		
	行政団体の数は着実に増加してい		
	区の決定等、個別制度の活用につ		
	と現状のギャップ)		
	〇 これは、景観法に基づく諸制原	度が、良好な景観	形成を着実に推進していく
	観点から、地域住民等に対し、従	来の地方公共団体	本独自の取組みではなし難か
	った強い行為制限を課すことができるよう措置がなされ、地域住民等の合意形		
	成を得ることが困難であるという 析)	うことが大きな要	因となっている。(=原因分
	○ 同法の活用には、円滑な合意	形成や景観上の川	レールへの適合にインセンテ
	ィブを与える措置を講ずることが		
	〇 このため、景観法の活用の促進		
	推進に向け、これら取組みを強力		
	踏まえて定めた「景観」に関するブ	針・ルールに則し	して市町村等が行う良好な景
	観形成の取組みについての総合的	りな支援を実施す	るものである。(=施策の具
	体的内容)		
社会的ニーズ	〇 人口減少社会を迎える中、交流	流人口の拡大等に	よる地域振興・活性化が課
	題となっているが、良好な景観の	の形成は、都市の)魅力向上や交流人口の拡大
	に寄与するものであり、社会的:	ニーズは高いもの	と判断できる。
	また、生活環境の質の向上を求	める動きを背景	に、昨今、各地において景観
	上の論争が起きる事例も見られる	ることから、地域の	の合意形成を促し、一定の方
	針・ルールに従った良好な景観形成の取組みを支援することを目的とした本事		
	業は、国民のニーズも高いものと		
行政の関与	〇 良好な景観の形成は、都市の駅		
	より、地域の活性化に多大に貢献		
	もたらすことから、極めて公益的		
	合意形成を促し、法に基づく一覧	定の方針・ルール	のもとにその推進がなされ

	ていくよう行政として積極的に関与していくことが必要である。
国の関与	〇 国は、良好な景観を国民共通の資産として適切な整備・保全を図るよう総
	合的な施策を策定・実施する責務と、地方公共団体の取組に対する支援の充
	実に努める責務を有することから、景観法の活用を通じた良好な景観形成の
	取組について、積極的に関与していくことが必要である。
施策等の効率性	〇 本事業は、地域の合意形成を促し、少なくとも事業終了年度までに景観法
	に基づくルールづくりが行われるところを支援することとしている。そのた
	め、ルールが定められた後の事業の実施箇所を含む周辺地域においては、良
	好な景観の維持保全が適正かつ持続的に図られていくことになる。
	また、本事業は、区域や期間を定めて集中的に実施することにより、良好
	な景観の形成を支援することを目的としているが、これらの事業実施により、
	事業区域周辺の景観形成の活動を活発化させ、事業区域を超えた広範な地域
	において良好な景観形成に向けた取組を促進する効果も期待できる。
施策等の有効性	〇 景観法の制度活用の促進には、同制度の活用にインセンティブを与える措
	■ 置を講ずることが有効であり、新規の予算制度を創設することによって、効
	果的な景観法の制度活用の促進や良好な景観形成の推進による交流人口の拡
	大、観光振興による地域活性化や少子化対策に資するものと考えられる。
その他特記すべ	〇 経済成長戦略大綱及び工程表(平成18年7月6日財政・経済一体改革会
き事項	議)においては「観光立国の実現と交流人口の拡大」のため、「景観法の活用
	等による良好な景観の形成を図る」こととされているところである。

事前評価票【No.8】

施策等名	洪水氾濫域減災対策事業の創設	担当課 (担当課長 名)	河川局河川計画課 (河川計画課長 布村 明彦)
施策等の概要	 連続堤防等による従来の整備手法の は長期間を要し、洪水氾濫被害が多 濫させない対策」に加え、「氾濫した する。	みでは、治水安 発しているため	全度を充分に向上させるに 、従来の「洪水を川から氾
施策等の目的	氾濫域内の土地利用状況も踏まえつでなく「氾濫した場合でも床上浸水地域一体となった治水対策制度」を るもの。	被害等の深刻な	被害を最小化させるために、
関連する 政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
関連する	21) 洪水による氾濫から守られる区	域の割合	
業績指標	<社会資本整備重点計画第2章に記		
指標の	21) 目標値:約62%(61.7%)(H19年		
目標値等	<社会資本整備重点計画第2章に記		
施策等の必要性	〇これまでの治水対策は、防御される 考え、現在の土地利用に関わらずは 保すべく、連続した堤防を築造する	ほぼすべての河川 る手法等がとられ	の区間で同様の安全度を確 れてきた。しかしながら、こ
	のような整備手法では長時間を要すの近年の集中豪雨の頻発や施設能力を	を超える自然の	外力の多発等を踏まえ、また
	投資余力が限られる中で、災害に対 く必要がある。そこで、これまでの	の「洪水を川から	ら氾濫させない対策」に加え
	た、「氾濫した場合でも被害を最小 〇このため、土地利用状況に応じた		
	河川管理者と地方自治体等の関係		
	防止施設(二線堤等)の整備、洪水		
	盛土等の規制、市町村が整備する輔 備への助成制度の創設等の整備等		
社会的ニーズ	上下流バランス等から早期の治水対		
	全度向上が図られるものである。 国民の生命・財産を守るという水害	対等の振写から	行政が表になせって行う
	国民の生命・財産を守るという小音 べき施策である。	<u> </u>	、山城が見口でもつくけり
国の関与	国民の生命・財産を守るという水害 るものである。河川管理者と地域の 共同して策定した減災計画に基づき	総合的な行政主	体である地方公共団体は、
施策等の効率性	従来の連続堤防方式による整備が社 る場合に、土地利用状況など地域の 共団体が共同してハード、ソフト対 全度を早期に向上させることが可能	会的・技術的に 実情・意向を踏 策を一体的に実	困難もしくは長期間を要す 活まえ、河川管理者と地方公
施策等の有効性	・ 宅地等の安全度を早期に向上さ ・ 洪水した場合でも床上浸水被害等		
その他特記すべ き事項	○「基本方針2006」(H18.7.7閣 対策、津波・高潮対策、豪雪対策 れている。	をはじめとした	防災対策を推進する。」とさ
	〇社会資本整備審議会河川分科会に 総合政策委員会」において「総合 を受けている(H17.4)。		

事前評価票【No. 9】

施策等名	都市水害対策共同事業の創設	担当課 (担当課長 名)	都市・地域整備局下水道事 業課 (課長 栗原 秀人)
サゲケの押事	○中北辺跡社 <u>体</u> ナ豆はせるエ北洋		
施策等の概要	〇内水氾濫対策を受け持つ下水道と		
	し、相互の施設を出水特性や規模	臭に応じて融通利]用することにより、効率的
	な浸水対策を推進する。		
	【予算要求額:3億円】		
施策等の目的	〇既存ストックを有効活用すること	と等により、効率	的な浸水対策を実現する。
関連する	7) 水害等による被害の軽減		
政策目標	7 / 八日中に5 6 人日の柱//3		
関連する			
業績指標			
指標の			
目標値等			
			117400/JE#147+144
施策等の必要性	○安全・安心の確保の観点から洪フ		
	│ の確保が求められているが、近 [⊴]	_	
	市機能に甚大な影響を及ぼす被害	害が頻発している	。このように、内水氾濫対
	策に対するニーズが高まる一方で	で、財政上の制約	1も厳しくなっており、超過
	降雨も含め全ての被害を新規施調		
	てきている。 … (=目標と現れ		リーのことがあり四無となり
	Cさくいる。 … (一日保と現1 	人の干ャップ)	
	┃ 〇特に計画を超える規模の降雨への	の対応としては、	新規に大規模な下水道施設
	を整備するだけでなく、河川なる	どの既存のストッ	クと連携させること等によ
	りさらなる効果を得られるケース	スもあるため. こ	れらを徹底的に活用するな
	どして、浸水安全度をより一層高めることが必要。 <i>(=原因分析)</i>		
	○ - 1: ナーのエル学書 ** - *: : - : :		
	〇これまでの下水道事業においては		
	どを行い、河川事業においては活		
	┃ い対応していたが、これらの施詰	殳をいかに連携さ	せ、効率的な事業展開を図
	れるかが課題。 <i>…(=課題の特別</i>	定)	
		_,	
	┃ ┃ 〇内水氾濫対策を受け持つ下水道の	7.両水贮の体弧な	:河川の洪水田筋体弧レネッ
	トワーク化して、出水特性や規格		J用りることにより、集中家
	雨への安全度を効率的に向上させ		
	具体的には、相互の施設を結ぶる	ネットワーク管き	ょ、ポンプ施設等を補助対
	象施設として拡充する。 <i>…(=)</i>	施策の具体的内容	家)
社会的ニーズ	- ○「経済財政運営と構造改革に関す	まる其太古針2○	006」においても、大相横水
	と		
		つれしいる。女生	こ 女心の唯体については、
	社会的に大きなニーズがある。		
行政の関与	○浸水対策は、国民の生命・財産る	を守る最も基本的]な事業であり、行政の関与
	が不可欠。		
田小田上	│ │○결과対策は 団모조포스 - 만호=	とウェミナサナル	かませぶもり ムワワギケ
国の関与	〇浸水対策は、国民の生命・財産を		
	│ しく享受すべき事業であるため、	国の関与が不可	【欠 。
施策等の効率性	〇わずかな投資により、両事業の関	既存ストックを相	1互に有効活用することがで
"□\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	き、計画を超える集中豪雨に対し		
		してし 足の別心	そろ 当まになる 「ころって、」
	分な効率性を有する。 		

施策等の有効性	〇計画を超える集中豪雨に対しても一定の対応が可能となることにより、地域 の浸水安全度の向上に寄与。
その他特記すべ き事項	

事前評価票【No. 10】

施策等名	地域の防災拠点の保全(急傾斜地 担当課 河川局砂防計画課		
	崩壊対策事業の採択基準拡充) (担当課長 (砂防計画課長 中野) 名)		
施策等の概要	近年、土砂災害が頻発する中で、限られた予算により人命を保全するために、 警戒避難体制を整備するソフト対策を推進しているところであるが、非常時の ソフト対策の中枢を担う、市町村役場、警察署、消防署等、地域の防災拠点が 被災した場合、避難勧告等が発令できなくなる等、地域全体の災害対応機能が 大幅に低下するおそれがある。しかし、現在の急傾斜地崩壊対策事業の補助採 択基準では、保全対象が地域の防災拠点のみでは事業採択ができないため、が け崩れに対して危険な施設への対策が遅れているという問題がある。よって、 地域の防災拠点を土砂災害から保全し、地域防災力を維持するため、急傾斜地		
施策等の目的	崩壊対策事業の補助採択基準を拡充する。 市町村役場、警察署、消防署(それぞれ支所等を含む)等、被災すること により地域全体の災害対応機能が大幅に低下する地域の防災拠点を土砂災 害から保全し、地域防災力の維持に貢献することを目的とする。		
関連する 政策目標	7)水害等による被害の軽減		
関連する 業績指標	27) 土砂災害から保全される戸数		
指標の 目標値等	27) 約 140 万戸 (H19)		
施策等の必要性	○毎年約1,000件の土砂災害が発生している。特に平成17年9月の台風14号では、死者行方不明者29名のうち22名が土砂災害によるもの、また、平成18年の梅雨前線による豪雨では、死者行方不明者32名のうち21名が土砂災害によるものであり、毎年、土砂災害で多くの人命が失われている状況である。【目標と現状のギャップ】 ○限られた投資余力の中で、施設整備には時間がかかり、施設の整備途上で被災するといった状況が常に存在している。加えて、高齢化社会の到来により災害時要援護者の増加、旧来型の地域コミュニティーの衰退等、地域の防災力が低下していることが問題となっている。【原因分析】 ○近年は、人命保護優先の観点から、警戒避難情報を提供する等のソフト対策を強化している。その場合、災害に対する警戒や応急対応等を確実に行うためには、市町村役場、警察署、消防署等、地域の防災拠点の安全が確保される事が不可欠である。一方でこれまでは、地域の防災拠点が土砂災害危険箇所に含まれていても、人家が4戸以下の場合には、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準には位置づけられていなかった。今後はこれら地域の防災拠点については、周辺の人家の有無にかかわらず、土砂災害に対する安全性を向上させる必要がある。【課題の特定】 ○よって、地域の防災拠点を土砂災害から保全し、地域防災力を維持するため、急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準を拡充する。【施策の具体的内容】		
社会的二一ズ	毎年約1,000件の土砂災害が発生している。特に平成17年9月の台風14号では22名、平成18年の梅雨前線による豪雨では21名が土砂災害により亡くなるなど、毎年多くの尊い命が失われている状況であり、土砂災害による被害を軽減することが求められている。		
行政の関与	国民の生命、身体及び財産を災害から保護することや、土砂災害に対する警戒避難体制を整備することは、「災害対策基本法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」にも記されているとおり行政機関の 責務である。		
国の関与	国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、 我が国の経済活性化の基盤である(経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006より)ため、国の主体的関与が必要である。また、都道府県等が行う土砂 災害対策に対する適切な財政的支援等は国として果たすべき責務である。		

施策等の効率性	地域によっては、土砂災害から少なくとも人命を守るという観点から、保全人家戸数の多い箇所から順次施設整備を行うよりも、警戒避難体制の整備と組み合わせて、地域の防災拠点に対して重点的に施設整備を行った方が、限られた予算の中でより効率的に効果を上げることができる。
施策等の有効性	警戒避難体制の整備(ソフト対策)と地域の防災拠点の安全対策(ハード対策)を一体的に実施することで、より効果的に土砂災害から人命を守ることができる。
その他特記すべ き事項	

事前評価票【No.11】

施策等名	洪水流下阻害部緊急解消事業の創 設	担当課(担当課長名)	河川局治水課 (治水課長 関 克己)
施策等の概要	上下流バランス等の関係から改修の 急に解消するための対策を応急的に 充する。		
施策等の目的	上下流バランス等の関係から改修の 的に解消することを目的とする。)実施が困難な上	流域の床上浸水被害を緊急
関連する 政策目標	7)水害等による被害の軽減		
関連する業績指標		_	
指標の 目標値等		-	
施策等の必要性 	○集中豪雨等の頻発により洪水によ 流域では、越水、溢水などによる のギャップ】		
	│ 〇これは、上下流バランス等の関係 │ あることに原因がある。【原因の分 │ 〇下流の流下能力の範囲で床上浸水	分析】	
	がある。【課題の特定】		
	○近10年間で床上浸水被害が発生 掘削、堰の改築等により、洪水流 概ね5年間で完了させる制度を総 施策の具体的内容】	下阻害部の解消を	下流の流下能力の範囲内で
社会的ニーズ	〇平成18年7月の集中豪雨におしなど、全国各地で大きな被害が発 ある。		
	〇平成17年6月に内閣府により実調査」においても「他の施策を過もさらに進めるべき」と答えた者水害・土砂災害対策は現在と同程となっており、水害・土砂対策にいる。 〇水害から守るべき資産等があるに	程らせても,水害 所の割合が 33.1% 度は進めるべき」 に対するニーズが	・土砂災害対策は現在より ,「他の施策を遅らせても, と答えた者の割合が34.9% 高いことが明らかとなって
	遅れている上流域が存在している	,)	
行政の関与 	│○国民の生命、身体及び財産を災害 命であり、水害対策については、		
国の関与	〇床上浸水被害が想定される地域の る事業であり、国の財政上の支援		消するため、緊急に実施す
施策等の効率性	│○下流の本格的な整備を待たず、決 │ 期の効果発現が図られる。	は水流下阻害部に	集中的に投資することで早
施策等の有効性	〇下流の本格的な整備を待たず洪水 より、床上浸水被害の早期解消か	「図られる。	
その他特記すべ き事項	○「基本方針2006」(H18.7.7閣 対策、津波・高潮対策、豪雪対策 れている。 ○社会資本整備審議会河川分科会に	をはじめとした!	防災対策を推進する。」とさ
	策総合政策委員会」において「総 を受けている (H17.4)。		

事前評価票【No.12】

施策等名	大規模河川管理施設機能確保事業担当課河川局治水課の創設(担当課長名)(治水課長 関	克己)	
施策等の概要	老朽化が著しい、または地盤沈下等により施設の機能に著しい障害が生じるお それのある大規模な河川管理施設の改築を実施する補助制度を創設する。		
施策等の目的	機能に著しい障害が生じている河川管理施設の改築を計画的かつ重点的い、必要な機能を確保することを目的とする。	りに行	
関連する 政策目標	7)水害等による被害の軽減		
関連する業績指標	_		
指標の 目標値等	_		
施策等の必要性	 ○今後、設置から長期間が経過した大規模な河川管理施設が増加し、老で機能に著しい障害が生じることで洪水時に被害を発生・拡大させる。る。【目標と現状のギャップ】 ○設置後50年以上の河川管理施設数が20年後に現在の約4倍になる設の老朽化が急激に進んでいるところである。【原因の分析】 ○老朽化等により施設の機能に著しい障害が生じるおそれのある大規模管理施設の改築を計画的かつ重点的に実施することが必要である。【記定】 ○総事業費50億円以上を対象とした大規模河川管理施設機能確保事業する。【導入する施策の具体的内容】 	恐れがあ など施 たな河川 課題の特	
社会的ニーズ	 ○平成18年7月の集中豪雨においても鹿児島県、長野県等で浸水被害など、全国各地で大きな被害が発生していることから水害への対策はある。 ○平成17年6月に内閣府により実施された「水害・土砂災害等に関す調査」においても「他の施策を遅らせても、水害・土砂災害対策は現もさらに進めるべき」と答えた者の割合が33.1%,「他の施策を遅ら水害・土砂災害対策は現在と同程度は進めるべき」と答えた者の割合がとなっており、水害・土砂対策に対するニーズが高いことが明らかといる。 	t急務で る世論 現在より せても, ヾ34.9%	
行政の関与	〇国民の生命、身体及び財産を災害から保護することは国及び都道府県 命であり、水害対策については、行政が主体的に対策を講じる必要か	ヾある 。	
国の関与	○大規模な施設に対する事業であり、国の財政的支援等が不可欠である ┃	Ď.	
施策等の効率性	○大規模な施設を対象とすることにより被害防止の効果は高い。		
施策等の有効性	○大規模な河川管理施設の機能障害を除去し、水害による被害の大幅な 寄与する。		
その他特記すべ き事項	○「基本方針2006」(H18.7.7 閣議決定)において、「大規模水害・対策、津波・高潮対策、豪雪対策をはじめとした防災対策を推進するれている。 ○社会資本整備審議会河川分科会に平成16年11月に設置した「豪雨策総合政策委員会」において「総合的な豪雨災害対策の推進についてを受けている(H17.4)。	。」とさ	

事前評価票【No.13】

施策等名	次世代アメダスの整備	担当課 (担当課長名)	気象庁観測部計画課 (計画課長 大島隆)
施策等の概要	○近年、台風や集中豪雨などによる気象災害が頻発しており、こうした災害を防止・軽減するためより一層的確な防災気象情報の発表が不可欠である。このため、災害との関連の強い最大瞬間風速が観測できる新型アメダス気象計を整備するとともに、データ処理部の本庁集約や汎用高速回線の利用等により、効率性・柔軟性を確保したアメダスデータ等統合処理システムを整備し、最大瞬間風速の情報提供等、防災気象情報の充実と効率的なシステムの実現により気象災害の防止・軽減を図る。 ○【予算要求額:844百万円 債)401百万円】。		
施策等の目的	〇次世代アメダスを整備し、最大 充実を図り気象災害の防止・軽減		供等による防災気象情報の
関連する 政策目標	7) 水害等による被害の軽減		
関連する業績指標	_		
指標の 目標値等	_		
施策等の必要性	〇アメダスは、雨量、風、気温、 測所において自動観測を行いとよ 一タの充実が不可欠である。とか の関連が強い最大、軽している。 変定運用に支障をきたしている。 アメダスの観測ではまい、気理 でいる。この観測ではデでは迅速 特に特別地域気象観測所では迅速 となっている。(=目標と現状の	災気象情報の基礎 り、防災ステムが し、システムが 情報を追したアは を経過したアマ を発過で実を で現地で実 を現地で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	となるデータを取得するシの高度化に適合した観測デスであるため、強風被害と供するには、多額の経費がス気象計は老朽化が著しく、び特別地域気象観測所では、はあ地上気象観測を実施しいるために、障害が頻発し、
	〇アメダスデータを収集・編集す していない。また、現行のアメダ れるとともに、最大瞬間風速等の 気象観測では、データ処理を現地 (=原因分析)	、ス気象計は老朽化 測定ができない。	が著しく安定運用が懸念さ さらに、気象官署等の地上
	〇近年、台風の相次ぐ襲来や集中の安定運用はもとより、台風や羽れている最大瞬間風速を取得するが課題となっている。(=課題の特別を表現している。)	越線事故等におい 必要があるなかで	て被害との関連が深いとさ
	〇最大瞬間風速等の観測が可能なれらのデータを収集・編集するほ 処理を統合して行うアメダスデー 具体的内容)	か、地上気象観測	のデータ処理を本庁で集約
社会的ニーズ	〇近年、台風の相次ぐ襲来等によ 防災気象情報の的確な提供が求め じめとする強風災害に対して突風	られている。また	、台風や羽越線の事故をは
行政の関与	〇暴風・豪雨・豪雪などの防止・ 情報の充実に不可欠な観測システ	軽減のために行う	注意報・警報等、防災気象

国の関与	〇災害対策基本法及び気象業務法に基づき、災害の予防に不可欠な気象観測は 国(気象庁長官)自ら実施すべき施策である。
施策等の効率性	〇現在、各気象官署等で行っている地上気象観測のデータ処理を気象庁本庁で集 約して行うとともに、データ通信役務で実施しているアメダスデータの収集・ 編集についても汎用高速回線を利用したアメダスデータ等統合処理システム を整備することにより、柔軟性を確保しつつ効率的なシステムが構築できる。 〇また、このシステムの整備を最大瞬間風速等も観測できる新型アメダス気象計 の整備と同時に行うことにより、効率的に防災気象情報の改善が可能となる。
施策等の有効性	〇本施策は、アメダスにより面的に詳しく最大瞬間風速の取得を可能とするなど、防災気象情報の充実が図れるほか、気象官署等の地上気象観測のデータ処理を本庁に集約して行うことにより、地上気象観測データの一層の安定的な取得を実現するものである。
その他特記すべ き事項	〇政策レビュー「平成 16 年度とりまとめ 台風・豪雨等に関する気象情報の充実-災害による被害軽減に向けて一」 一 風・雨情報 台風の強さの指標として最大瞬間風速による情報を提供【短期】

事前評価票【No.14】

施策等名	排水機場耐水化事業の創設	担当課 (担当課長名)	河川局治水課 (治水課長 関	克己)
施策等の概要	浸水による排水機場の機能停止によ 化などを補助する制度を総合流域防	· · · · · · · ·		幾場耐水
施策等の目的	洪水、高潮、津波等の発生時に排水 拡大するため、浸水が生じても機能 を実施し、浸水被害の軽減を図るこ	どが維持できるよ	う、排水機場の耐力	
関連する 政策目標	7)水害等による被害の軽減			
関連する業績指標	-			
指標の 目標値等	_			
施策等の必要性	○排水機場が浸水すると機能停止に耐水化等を施す補助制度は未整備析】○排水機場の耐水化等を進め、被害○総合流域防災事業を拡充し、排水 【導入する施策の具体的内容】	構である。【目標と その最小化を図る。	⊂現状のギャップ、 必要がある。【課題	原因の分の特定】
社会的ニーズ	○平成18年7月の集中豪雨においなど、全国各地で大きな被害が発ある。○平成17年6月に内閣府する世論調査」においても「他の現在よりもさらに進めるべき」とせても、水害・土砂災害対策は野合が34.9%となっており、水害かとなっている。 ○平成17年の台風14号による出事例が発生している。	き生していること 打により実施され)施策を遅らせて 答えた者の割合が 搭在と同程度は進 ・土砂対策に対す	から水害への対策にた「水害・土砂災割も、水害・土砂災割が 33.1%,「他の施めるべき」と答えがるニーズが高いこ	は急務で 書等に関 書対策は 策を ま者の割 とが明ら
行政の関与	〇国民の生命、身体及び財産を災害 命であり、水害対策については、	行政が主体的に	対策を講じる必要な	がある。
国の関与	〇排水機場の機能は浸水の範囲及び が想定される地域の被害最小化を である。			
施策等の効率性	既存施設を有効に活用することで、	効率的に水害の	防止を図ることがで	できる。
施策等の有効性	洪水による被害の最小化を図ること			
その他特記すべ き事項	○「基本方針2006」(H18.7.7閣 対策、津波・高潮対策、豪雪対策 れている。 ○社会資本整備審議会河川分科会に 策総合政策委員会」において「総 を受けている(H17.4)。	をはじめとした[二平成16年11	防災対策を推進する 月に設置した「豪雨	る。」とさ 雨災害対

事前評価票【No.15】

1- ht ht h	
施策等名	直轄海岸災害関連緊急事業の創設 担当課 河川局海岸室 (担当課長名) (海岸室長 岸田弘之)
	港湾局海岸・防災課
	災害対策室 災害対策室長 戸谷有一)
 施策等の概要	○直轄で工事を実施している海岸において災害が発生し、被災箇所を復旧しただ
	けでは隣接する箇所で再度同様の災害が発生する恐れがある場合、一連区間で
	緊急的に改良工事を行うことができるよう、直轄海岸災害関連緊急事業を創設 する。
	する。 【予算関係(災害)】
施策等の目的	○ 被災箇所の単独復旧のみでは復旧の効果が十分ではなく、同様の災害が繰り
	返されるおそれがある箇所において、隣接区間も含めた一定区間の災害復旧 として、緊急に海岸事業を実施し、一連の効果を発揮させる。
関連する	〇7)水害等による被害の軽減
政策目標 	
業績指標	
指標の 目標値等	
施策等の必要性	〇近年、直立堤防等が被災した場合に、その隣接箇所で同様のメカニズムにより
	│繰り返し被災する事例が多く見受けられる。【目標と現状のギャップ】 │○このような海岸は、波浪等の外力が大きい海岸や侵食の著しい海岸が多く、直
	立堤防等が被災した場合、災害復旧事業において当該地区の消波工の設置などを
	併せて実施しているところであるが、隣接箇所については手当てが出来ない状
	況。【原因分析】 ○直轄海岸事業については、背後地の状況や施設の整備状況、沿岸漂砂の状況等
	に応じて、事業の優先順位を判断し、計画的・段階的に実施しているところであ
	┃ るが、現時点で事業に着手していない箇所が被災した場合には、当該箇所の災害 ┃ 復旧のみならず隣接箇所についても、必要に応じて改良復旧を行い、災害の未然 ┃
	復旧のみならり隣接面所についても、必要に応じて改良復旧を行い、災害の未然 防止を図る必要がある。【課題の特定】
	〇直轄で工事を実施している海岸において災害が発生し、被災箇所を復旧しただ
	けでは隣接する箇所で再度同様の災害が発生する恐れがある場合、一連区間で緊
	ぶらに
社会的ニーズ	〇大規模地震が切迫し、また、近年高潮災害が頻発している状況にあり、国民の
年まる 目上	安全で安心な社会の形成に対するニーズは高い。
行政の関与	〇海岸管理者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。
国の関与	〇海岸法第6条第一項に基づき、国土の保全上特に重要なものであると認められ
	る海岸保全施設は、海岸管理者に代わって主務大臣自ら災害復旧に関する工事 を施工することができる。
 施策等の効率性	で加工することができる。 ○近年、直立堤防等が被災した隣接箇所において発生した被災に対し、本事業に
	より、災害を未然に防止したと仮定した場合、大幅な事業費縮減となる。
施策等の有効性	○現時点で事業に着手していない箇所が被災した場合に、施工順序を変更して通
	常費により当該区域及び隣接区域を整備することは、逆に手戻りが生じる可能
	性がある。全体の施工順序を維持しつつ、被災箇所及び一連の近隣箇所におい て、手戻りとならない範囲で再度災害防止のために必要な改良復旧が実施可能
	である。

その他特記すべき事項		

事前評価票【No.16】

1	//	I m viv = m	
施策等名	災害関連緊急大規模漂着流木等処 理対策事業の拡充	担当課 (担当課長名)	河川局海岸室 (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 災害対策室 (災害対策室長 戸谷有一)
施策等の概要	〇堤防・砂浜等の消波機能の低下、 能を阻害する場合に、その原因と よう、「災害関連緊急大規模漂着 る対象を「流木等」に限らず「大 【予算関係(災害)】	なる大規模漂着 = 流木等処理対策 =	ゴミの処理を緊急的に行える 事業」で処理することのでき
施策等の目的 	○海岸保全施設の機能阻害となる大 することにより、災害の防止を図 もに、良好な海岸環境や景観の回	り、以て国土の例	
関連する政策目標	7)水害等による被害の軽減		
関連する 業績指標	_		
指標の 目標値等	_		
施策等の必要性	〇近年、日本沿岸では、洪水、台風着し、海岸保全施設の機能阻害のじられていない状況。【目標と現場では、災害関連緊急大規浜等の消波機能の低下、水門の防災等の消波機能の低源着流木につば、水門の防災事間を引きる大規模漂着が、高時に海岸環境・海岸景観の悪をでで、近に、大規模に、その原因となるで、で、大規模に、その原因となるで、で、大規模では、その原因となるで、で、大規模では、その原因となるが、で、で、大規模では、その原因となるが、で、で、大規模では、その原因となるが、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	おそれが生じてい 大のギャッ大等 標際着への理 がと が で で で で で で で で で で で で で	いるが、未だ有効な対策が講いて分析】。 里対策事業により、堤防・砂 海岸保全施設の機能を阻害 である。一方で、流木等と 機能を阻害する場合があり、 その原因について分析】 【課題の特定】 で処理することのできる対象 し、海岸保全施設の機能を 処理を緊急的に実施する。
社会的二一ズ	〇流木等と一緒に漂着する大量のゴ ことについて、緊急的な対策が望	!まれている。	
行政の関与	〇海岸管理者である行政が主体的に		
国の関与	〇予見できない大規模漂着ゴミ等を 出規模も大きいため国の支援が不可	可欠である。	
施策等の効率性	〇流木等と一緒に漂着し、海岸保全 て、災害関連緊急大規模漂着流木 に処理することにより、効率的な	等処理対策事業に	こより、流木等と併せて緊急
施策等の有効性	〇これまで有効な対策が講じられて となり、海岸保全施設の防護機能		

その他特記す	トベ
き車項	

〇関係省庁による局長級の対策会議を設置(平成18年4月)し、漂流・漂着ゴミ対策について、実効的な対策を検討している。

事前評価票【No.17】

施策等名	高潮等総合防災情報システムの	担当課	与免亡地球理接 海洋如
加來守石 	高州寺総合防炎情報システムの 高度化	担当妹 (担当課長名)	気象庁地球環境・海洋部 地球環境業務課
		(担当旅及石)	(地球環境業務課長
			中井公太)
 施策等の概要	 ○高潮等総合防災情報システムの	<u> </u> 	
心水分似女	て複雑な海岸地形を取り込んだ		
		. 圖	· v •
 施策等の目的	○従来の地点別高潮予測を、複雑		コルお声的多測に改善し
ルス守の日的	○促未の地点が高潮で測で、後報 海岸・港湾毎のきめ細かな防災対	-	
	│ 海岸 「冷冷母のとめ幅がな朋久内 │ 援することを目的とする。	心色线压风切起	2時、171曜は歴無外心寺で文
関連する	7) 水害等による被害の軽減		
改集目標			
関連する	_		
業績指標			
指標の	_		
日標値等			
施策等の必要性	 ○災害に結びつく危険のある高潮	わ打ち上げ草の草	なけ 海岸地形や坦防等に
心水可以必安は	よって異なるため、それぞれの地		
	応は困難である。しかし、現状の	···· · · - ·	
	かできておらず、地域住民の適時		
	と現状のギャップ)		
	○複雑な海岸地形や、各港湾等の	構造がどのように	なっているかなど、詳細な
	情報を取り込んだ予測モデルがな	:い。また、こうし	た予測モデルによる予測計
	算を行うためには、能力の高い計	算機が必要である	。 <i>(=原因分析)</i>
	○複雑な海岸地形を取り込んだ高	潮予測モデルの開	発により、任意の海岸等に
	おける高潮予測を実施する必要が	[゛] ある。また、これ	しを可能とするための計算機
	システムの構築が必要である。 <i>(⋅</i>	=課題の特定)	
	〇高潮等総合防災情報システムの		
	り込んだ高潮予測モデルを開発す		
	│ 行政機関内で共有を図るとともに		
	報・警報の発表を通じて、防災活	「期を文振する。(= 施汞の具体的内容)
社会的ニーズ	 ○平成 11 年 9 月の台風第 18 号 (能太胆不知心呀?	: 本字 19 夕) 平片 16 左 10
1 社 云 的 — 一 人	〇平成 II 平 9 月の台風第 18 号(月の台風第 23 号(高知県室戸市 ⁻		
	700日風第25号(高和宗重戸川 による高潮・高波の被害が発生し	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	TE& 3 同様 同級の板音が発生と 国土交通省と高知県が設置した菜		
	┃ ロエス巡旨と同知系が設置した業 ┃ 防警報の迅速な発令、的確な避難		
	を可能とするシステムを構築する		
行政の関与	〇高潮被害を防ぎ、地域住民の安		
	注警報の発表等による、避難対応		
	行政が責任をもって行う必要があ		
国の関与	○国民の安全・安心を確保すると	いう観点で、国と	:して適時・的確な注警報の
	発表等による避難対応等の支援を	を行う必要がある。	。また、平成 17 年のハリケ
	ーンカトリーナによる大規模な高	高潮被害を受け、Γ	内閣府に「大規模水害対策に
	関する専門調査会」が設置される	るなど、国が積極的	的に関与すべき事項である。
施策等の効率性	○現在の高潮等総合予測システム		
	より詳細な高潮予測が可能とな	るため、被害軽減	の効果はかなり高いといえ
	る。		

施策等の有効性 | 〇高潮予測モデルについては、以前より開発が行われており、平成 19 年度中に 特定海域(東京湾、伊勢湾、播磨灘、有明海)に対する気象庁の予測結果を、 試行的に関係行政機関内に対して提供できる見込み。また、面的な高潮情報 についてもモデルの開発中であり、平成19年度末までに1kmメッシュの面的 予測情報を地方気象台等へ提供開始する見込みであり、適切な注警報の発表 に活用される。 その他特記すべ 〇政策レビュー「平成 16 年度とりまとめ 台風・豪雨等に関する気象情報の き事項 充実一災害による被害軽減に向けて一」 - 高潮についてのきめ細かい予測情報 高潮モデルの技術開発を推進【中期】 - 高潮に関する情報の高度化 警報等のリードタイム、発表基準等を避難勧告等の基準に適合させ、 防災対応の各段階に適合した情報を発表。【短期~中期】 〇国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱における、【改善2】情報 の発信における改善のうち(1)提供情報の精度の向上・内容の充実の施策 の1つである。

1- ht ht h	D. C.
施策等名	密集市街地の緊急整備(都市防災 担当課 住宅局市街地建築課市街
	総合推進事業の拡充、住宅市街地 (担当課長 地住宅整備室
	総合整備事業の拡充) 名) (室長 橋本公博)
	都市・地域整備局まちづく
	り推進課(課長 大藤朗)
	都市・地域整備局まちづく
	り推進課都市防災対策室
	(室長 渕上善弘)
	都市・地域整備局街路課
	(課長 松谷春敏)
	都市・地域整備局公園緑地
	課(課長 小川陽一)
	都市・地域整備局市街地整
	備課長(課長 松田秀夫)
施策等の概要	〇防災街区整備事業の改善により、基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的
	かつ強力に推進。(予算 (555 億円の内数))
	〇密集市街地の解消に資する各種事業を一体的・効果的に推進するため、総合
	的な事業計画の作成・コーディネートを支援するとともに事業の採択要件を
	緩和。(予算(35億円))
施策等の目的	○道路等の基盤整備の推進と建築に係る規制の緩和を一体的に推進し、密集市
	街地の最低限の安全性を確保する。
即本ナフ	
関連する	8)地震・火災による被害の軽減
政策目標	<社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
関連する	35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市
業績指標	街地(約8,000ha) のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合
七冊の	<社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
指標の	35)約3割(H19)
目標値等	<社会資本整備重点計画第2章に記載あり>
施策等の必要性	〇特に大火の可能性の高い危険な密集市街地の最低限の安全性の確保につい
	て、H17年度末までに約3割進捗しており、H19年度までの目標については概
	ね達成される見込み。しかし、都市再生プロジェクト(第三次決定)の目標
	である、「特に大火の可能性が高い危険な市街地を対象に重点整備し、今後
	10 年間 (H23 年度末まで) で最低限の安全性を確保する。」 の達成に向けては、 TR 1487 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
	取り組みを加速していく必要がある。 <i>(=目標と現状のギャップ)</i>
	┃ ┃ 〇十分な基盤整備がされていないこと、個々の敷地が狭小であること等から建
	(日本が進まり、現状のままでは改善が困難な地区が多数行任する。(一原因) (一原因)
	75 101 /
	│ │○十分な基盤整備がされていないことから建築基準法で規定された必要な接道
	かない、
	〇旦崎寺の基盤登舗や建築物の共同化のためには古息形成が必要であるが、任 民の危険性に対する認識が低いこと、多数の地権者が存在し、権利関係が輻
	 ○以下の施策の実施により、道路等の基盤整備を推進する。
	- 防災街区整備事業の改善により、基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体
	・防火街区登伽事業の改善により、基盤登伽と沿道建築物の建省えどを一体 的かつ強力に推進。
	・密集市街地の解消に資する各種事業を一体的・効果的に推進するため、総
	合的な事業計画の作成・コーディネートを支援するとともに事業の採択要
	日的な事業計画の作成・コーティネートを支援することもに事業の採択安 件を緩和。 <i>(=施策の具体的内容)</i>
I	IT C 収和。(<i>「ルル</i> ルン六 (中リア) 台 /

	T
社会的ニーズ	 ○大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密
	集市街地の安全性の向上が急務。
行政の関与	○密集市街地では、敷地規模が小さいことや零細な地権者が多いこと等の特性
	から民間のみによる自力更新が困難。一方で、防災上課題のある市街地の再
	生は喫緊の課題であり、行政の関与が不可欠。
国の関与	○都市再生プロジェクト(第三次決定)である「密集市街地の緊急整備」を促
	進するものであり、国の関与が不可欠。
施策等の効率性	○首都直下地震の被害想定では、最大で死者約8,000人、焼失棟数約65万棟と
	想定されており、ひとたび災害が発生すると巨額の復旧・復興費用が発生す
	るため、行政の関与により事前に対策を進めることが公共投資の観点からも
	効率的。 ○ 其般軟件 ト連第に存る担制の経和な、はめに推進することにより、其般軟件
	┃ ○基盤整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進することにより、基盤整備 ┃ による建築物の建替え誘発効果の増大が見込めることから、効率的である。
 施策等の有効性	□ ○本施策で確保すべきとされている「最低限の安全性」とは、逃げまどいによ
池水寺の行列江	る死者をほとんど出さず、かつ火災による焼失率を大幅に低減させる水準を
	指している。密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性を確保す
	ることは、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害を
	軽減するために有効。
	○特に、道路等の基盤整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進することに
	より、密集市街地における公共施設の整備と建築物の自律的な建替えが促進さ
	れ、密集市街地の防災上の安全性が向上する。
その他特記すべ	〇都市再生プロジェクト(第三次決定)において、地震時に大きな被害が想定
き事項	される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な市街地(東
	京、大阪各々約 2,000ha、全国で約 8,000ha) を対象に重点整備し、今後 10 年間(平成 23 年度末まで)で最低限の安全性を確保する旨、位置付けられて
	一 中間 (十成 23 年度不よで) で最低限の女主任を確保する自、位直的けられて いる。
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	集市街地のうち、特に危険な市街地について、道路等の基盤整備を推進しつ
	つ、建築に係る規制の緩和を併せて行う密集市街地のリノベーションを戦略
	的に推進する旨、位置づけられている。
	○平成 17 年度の「政策チェックアップ」における、「課題の特定と今後の取組
	の対応方向性」を踏まえた新規施策である。以下抜粋。
	「都市再生プロジェクト(第三次決定)の目標達成のためには取り組みをよ
	りスピードアップしていく必要があることから、今後密集市街地における道
	路等の基盤整備と建築に係る規制の緩和を一体的に推進し、密集市街地の最 低限の安全性を確保する。」
	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
	新規の取り組み」を踏まえた新規施策である。以下抜粋。
	「都市再生プロジェクトの目標達成に向けては今後の取組みをよりスピー
	ドアップしていく必要があることから、今後も引き続き、防災上必要な公共
	施設の整備と老朽住宅の建替え等を緊急に促進する措置を講じ、その解消を
	強力に推進する。また都市計画等と連携して防災環境軸の緊急整備を図る。」

	T P
施策等名	担当課 都市・地域整備局
	地におけるまちづくり規制会理化 (担当課名) 都巾計画課
	支採事業の創設 (都市計画企画調整官
	字野善昌)
施策等の概要	密集市街地において、地権者組織、まちづくりNPO法人等が、建築物の建替促
	進に繋がる規制緩和型地区計画等の都市計画の提案素案の作成を行う事業に対
	して補助を行う。[予算要求額 国費 2億円]
施策等の目的	密集市街地において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援す
	ることにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより、
	自律的な建替えを促進し、密集市街地の整備改善と安全確保を図るとともに、
	民間投資誘発効果の発現を図る。
関連する	8) 地震・火災による被害の軽減
政策目標	4) 住環境、都市生活の質の向上
	<社会資本整備重点計画第2章に記載>
関連する	35) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集
業績指標	市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合
2143234 133	<社会資本整備重点計画第2章に記載>
指標の	35)約3割(平成19年度)
目標値等	<社会資本整備重点計画第2章に記載>
施策等の必要性	○特に地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集
池水寺の名女は	市街地は全国に 8000ha(東京、大阪各々2000ha)存在し、都市再生プロジェ
	クト第三次決定において今後10年間(平成23年度末まで)で最低限の安
	全性を確保することとされているが、これまでのところ整備改善は十分には
	進展していない。(=目標と現状のギャップ)
	○ 密集市街地においては、多くの老朽化した建築物が存在しており、その多く
	が既存不適格となっているため、現状の規制下では建替困難となっているが、
	地区計画を活用して、付加的な建築規制により空地を確保しつつ、建替の支
	障となっている規制を緩和することにより、建築物の建替促進を図ることが
	効果的である。地区計画制度は、制度自体が相当に複雑であり、これを活用
	するためには、専門的、技術的知見を有する者の関与、支援が必要不可欠で
	あるが、現在の市町村の体制が必ずしも十分ではない等の理由により、密集
	市街地の整備改善へと繋がっていない。(=原因分析)
	○ 一方、住民等を中心としてまちづくりや市街地の整備改善への意欲の高まり
	が見られることから、これらの機運に対応して地区計画等を活用していく動
	きへと繋げていくことが効果的である。(=課題の特定)
	○ これらの理由により、密集市街地における、地権者組織等による規制緩和型
	地区計画等の都市計画の提案素案の作成に対し、国による支援を実施するこ
	とにより、住民等による自律的な建替えを促進し、市街地の整備改善を図る
	必要がある(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	○大地震の切迫性が指摘される中、大都市圏を中心に存在する防災上危険な密
	集市街地の安全性の向上が急務。
行政の関与	○住宅等を中心として市街地の整備改善への意欲の高まりが見られるものの、
	専門的、技術的な知見が無いため、具体的な市街地改善の動きに繋がってい
	ない。防災上課題のある密集市街地の改善は喫緊の課題であり、こうした住
	民等の取組を支援するため、行政の関与が不可欠。
国の関与	○ 良好な居住環境の確保及び国民の安心と安全の確保は、政府の最も重要な責
	務であるため、国が積極的に関与することが必要である。
	○ 地区計画等を活用するには、専門的、技術的知見を有する者の関与、支援が
	必要不可欠であるが、市町村において現在これらの取組を支援する体制の整
	備が十分ではなく、国による積極的な支援が必要である。
施策等の効率性	○ 国の直接補助として都市計画専門家の知恵を最大限活用して密集市街地や
心水サツが平に	老朽化した既存住宅市街地の建替え及び住宅・建築物の大型化を促進するこ
	とにより、少ない国費で大きな民間投資誘発を期待できる。
	これのパッの中央で八つの以前以来的元と別所できる。
	1

施策等の有効性	〇地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、当該 都市計画の決定に繋げ、建築規制の緩和等を通じて地権者等による自律的な 建替えが促進される。その結果、少ない国費で密集市街地の整備改善が図ら れるとともに、大きな民間投資誘発が期待できる。
その他特記すべ き事項	○「経済成長戦略大綱」における「3.(2)密集市街地の緊急整備」において、「リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置や専門家の更なる活用等住民組織への支援を行う。」とあるが、本事業は密集市街地等の整備改善に向けた地区計画等の活用のため、地権者組織等への支援を行い、専門家等の活用を図るものであり、同大綱の意向に沿うものである。 ○平成17年度チェックアップ 「密集市街地の改善のためには、法制度や事業制度の活用による更なる整備が必要である。」

事前評価票【No. 20】

事削評価票			-
施策等名	エレベーター耐震化支援制度の 創設	担当課 (担当課長名)	住宅局建築指導課 (建築指導課長小川富由) 住宅局市街地建築課 (市街地建築課長井上俊之)
施策等の概要	〇エレベーターの耐震化の促進 新設エレベーターへのP波感知型 既存のエレベーターへの当該装置		の設置を義務付けるとともに、
施策等の目 的 	〇エレベーターの耐震化を図り、t を未然に防ぐ。	也震時のエレベータ [.]	一への閉じ込め事故や運転停止
関連する政策目標	8) 大規模な地震、火災に強い国	土づくり	
関連する業績指標	_		
指標の 目標値等	_		
施 策 等 の 必要性	〇平成 17 年 7 月の千葉県北西部 止が多数発生するとともに、救出・		
	〇これは、地震時管制運転装置の て作動したことにより、閉じ込め		
	〇そのため、可能な限り閉じ込め、 転を開始することにより、最寄り 置の設置が必要である。(=課題の	階に着床、停止させ	
	〇このことから、新設エレベータ 義務付けるとともに、既存のエレ を拡充し補助対象化することで、	ベーターに対しては	、住宅・建築物耐震改修等事業
社 会 的 ニーズ	○東海地震、東南海・南海地震、 中、平成 17 年 7 月に発生した千 故や運転停止が多数発生するとと ターの耐震化が急務となっており	葉県北西部地震では もに、救出や復旧に 、その改善が必要。	、エレベーターへの閉じ込め事 時間を要したことからエレベー
一行政の 関与 	〇エレベーターの耐震性の改善が きにくいため、国民の自発的な取 確立するために政策的な誘導が必	組みに任せるのでは	
国の関与	〇全ての建築物に関して緊急にエ ており、国の関与が不可欠。	レベーターの耐震性	生を図っていくことが求められ
施 策 等 の 効率性	〇先行的にエレベーターの耐震化の閉じ込めが減少し、救助に要す援・復興が可能となる。	る時間及び経費が軽	減されるとともに、速やかな救
施 策 等 の 有効性	〇先行的にエレベーターの耐震化 の閉じ込めが減少し、人命の救助		
その他特 記すべき 事項	〇平成18年4月社会資本整備審設エレベーターへのP波感知型地ターへの設置推進を早期に講ずべ	2震時管制運転装置の	の設置義務付けと既存エレベー

事業の拡充 (担当課長名) 課	(公園緑地課長 小川陽)
施策等の概要 安全・安心な都市の形成を図るため、地震災害時に一時 害用トイレ、災害情報の提供等により帰宅困難者対策に て、防災関係部局や民間施設との連携により防災機能強 推進し、重点的な支援を行う。 【予算要求額:505億円】	資する都市公園につい
施策等の目的 地震災害時に避難地・防災拠点等となる防災公園の緊急に、帰宅困難者が発生すると想定されている地域におい 料水や災害用トイレの提供など、混乱の未然防止、帰宅 公園の整備により、真に災害に強い安全・安心な都市の	ヽて、一時的な収容、飲 号行動支援に資する都市
関連する 8) 地震・火災による被害の軽減	
政策目標 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>	
関連する 33) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペース	
業績指標 た大都市の割合(地域の避難・防災の拠点となる面積 10	0ha 以上のオープンスペ
一人が確保された都市の割合)	
<社会資本整備重点計画第2章に記載あり>	
指標の 33) 約25%(平成19年度) 目標値等 <社会資本整備重点計画第2章に記載あり>	
日保恒寺 へ社云貝本笠哺里点計画第2早に記載のサン 施策等の必要性 〇わが国では、近い将来に首都直下地震や東海地震等の	& 生 が 相 中 さ ね <i>て</i> い ス =
施泉寺の必要性 〇わか国では、近い付来に自郁直下地震や泉海地震寺の9	
選難地・防災拠点等となる都市公園(防災公園)を緊急	
社会資本整備重点計画においては、「一定水準の防災機能	
ース(地域の避難地・防災拠点となる面積 10ha 以上の2	
が簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間	
れた大都市の割合」を指標として定め、平成19年度目標	
公園の整備を推進している。本指標の平成17年度速報値	
るが、目標の達成に向けて更なる施策の推進が必要であ	
また、平成17年7月の中央防災会議の首都直下地震対	-
て、首都直下地震における帰宅困難者は約650万人と	
地域住民の避難地等の確保とともに、帰宅困難者対策と	
保等が都市の防災上新たな課題となっている。(=目標と	と現状のギャップ)
○現行の防災公園の体系は、地域の夜間人口をベースと	こしたものであり、昼間
人口をベースとする帰宅困難者を対象としていないため	り、帰宅困難者対策の推
進が困難。(=原因分析)	
〇避難地の確保とともに、一時的に大量発生する帰宅困	
害情報の提供等に対応するため、帰宅困難者対策に資す	
の体系に位置づけ、防災関係部局や民間施設の役割分担	
道路等、主な災害時の帰宅ルート付近の既存都市公園等	
体的に防災機能強化を推進する必要がある。(=課題の	= .
○これらの課題に対して、導入する施策の具体的な内容	
・防災公園の要件を拡充し、帰宅困難者を支援するため	ノい郁甲公園を防災公園
の体系に位置づける。 ・防災関係部局やコンビニエンスストア、ガソリンスタ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・防炎関係部局やコンピーエンスストア、カッサンスタ 連携により、帰宅困難者対策を推進するための計画を作	
「建物により、帰宅四無有対象を推進するための計画を作	
100 ちんた都市 公園に ういて、 灰音 ボイブ と 側 展 圧 別	
社会的ニーズ 〇近い将来に東海地震、首都直下地震等の発生が予想さ	
国民の安全・安心の確保を図るため、避難地や防災拠点	· · · · ·
〇首都直下地震における帰宅困難者が約650万人と予	
帰宅困難者対策が都市の防災上の新たな課題。	- • •

行政の関与	帰宅困難者対策について、防災関係部局や民間施設が取組を始めつつある中で、 公園管理者である行政も主体的に施策を推進する必要がある。
国の関与	国民の生命・財産を守るため、防災・減災対策の推進は緊急を要する課題であ り、国の重大な責務である。
施策等の効率性	防災関連部局や民間施設等との連携、既存の都市公園等の活用により、帰宅困 難者の一時的な収容、飲料水や災害用トイレ、災害情報等の提供を行うことで、 効率的・効果的に都市部における防災機能強化を図ることができる。
施策等の有効性	地震災害時の避難地等の確保とともに、帰宅困難者対策に資する都市公園の整備が推進されることから、安全・安心な都市の形成を図る上で有効な施策であり、業績目標の「一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合」の向上に資するものと考えられる。
その他特記すべ き事項	〇基本方針2006において、「国民の安全・安心の確保は、政府の最も重要な 責務の一つである」とされ、「防災・減災対策を戦略的・重点的に進める」こと とされている。 〇平成15年度より、業績指標の「一定水準の防災機能を備えるオープンスペー スが一箇所以上確保された大都市の割合」について政策チェックアップを実 施。

事前評価票【No.22】

施策等名	海岸耐震対策緊急事業の創設 担当課 河川局海岸室 (担当課長名) (海岸室長 岸田弘之) 港湾局海岸・防災課 (海岸・防災課長 栗田悟)
施策等の概要	〇ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等において緊急的に耐震対策を行っため、海岸管理者が策定する5ヶ年程度の「海岸耐震対策緊急事業計画」に基づき、短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業を創設する。 【予算要求額:158百万円】
施策等の目的	○東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模 地震の発生が危惧される地域や浸水被害に対して極めて脆弱な地域であるゼロ メートル地帯等において、海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水 被害を防ぐことを目的とする。
関連する 政策目標	8) 地震・火山による被害の軽減
関連する 業績指標	31) 地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消
指標の 目標値等	3 1)約 1 0 , 0 0 0 ha (H 1 9 年度)
施策等の必要性	〇想定される大規模地震に対して耐震性が確保されている海岸堤防は、全国の海岸保全施設延長9,400kmのうち約3割であり、海岸保全施設整備は十分に進んでいるとはいえない。【目標と現状のギャップ】 〇耐震性の調査が未実施な延長が約6割あり、診断及び診断後の対策の両面で対策が追いついていない。【その原因について分析】 〇平成17年度に津波危機管理対策緊急事業を創設(平成18年度にゼロメートル地帯の高潮対策に拡充)し、耐震調査に対する支援を行っており、今後、調査結果を踏まえた耐震対策事業の推進を重点的に進める必要がある。【現状を改善するための課題を特定】 〇ゼロメートル地帯や地震防災対策強化地域等において緊急的に耐震対策を行っため、海岸管理者が策定する5ヶ年程度の「海岸耐震対策緊急事業計画」に基づき、短期間に集中して耐震化を行う海岸耐震対策緊急事業を創設する。【導入する施策の具体的内容について説明】
行政の関与	安心な社会の形成を図るため、各種制度の充実に努める必要がある。 〇海岸保全施設の崩壊や沈下により発生する甚大な浸水被害の防止は、海岸管理
国の関与	者である行政が主体的に対策を講じる必要がある。 〇国民の生命・財産を守るための防災対策の推進は緊急を要する課題であり、国 の重要な責務である。
施策等の効率性	〇現在推進している耐震調査の結果を踏まえ、海岸管理者が作成する、海岸耐震 対策緊急事業計画に基づき、耐震対策を集中的・計画的に実施することにより 効率的な事業推進を図る。
施策等の有効性	 ○ 海岸保全施設の耐震対策については、各種委員会によりその必要性が指摘されている。本事業は以下の施策を具体的に推進するものである。 ・ 今後、概ね5年以内に緊急的に対応すべき対策として、重要沿岸域のうち地域中枢機能集積地区において、堤防等の耐震化を促進「津波対策検討委員会提言(平成17年3月)」 ・ 耐震性が十分でない施設の優先的な機能確保「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会提言(平成18年1月)」

その他特記すべき事項			

事前評価票【No.23】

+ kts kts	取名小売はおよびロしょ 火富せ佐	10 V/ =8	` 	
施策等名	緊急地震速報を活用した災害対策	担当課	河川局防災課	<i>11</i>
	の高度化機器開発	(担当課長	(災害対策室長	佐藤)
		名)		
施策等の概要	緊急地震速報を国土交通省が所有			
	発災前後の映像情報等を入手し、官	'邸・内閣府等 σ	防災関係機関へ情	i報提供す
	│るとともに、重要箇所の施設の緊急	.点検による被害	の有無の確認等、	地域住民
	等の避難や災害対策要員への周知等	の災害応急対策	に活用する。	
	【予算要求額:30百万円】			
施策等の目的	本施策は、大規模地震発生時にお	ける国土交通省	の災害対策を高度	化させ、
	適切な初動対応を実施できる体制及	び所管施設の管	理を確実に実施す	る体制を
	確保することにより、地震災害によ	る被害を軽減す	るとともにその拡	大を防止
	することを目的としている。			
関連する	8) 地震・火災による被害の軽減			
政策目標	, 2,20 , 1,200			
関連する	_			
業績指標				
指標の				
日標値等				
		- + 17 + 0 + -	但工士法士高海 上	ナフル高
施策等の必要性	〇 平成 16 年の新潟県中越地震、平			
	千葉県北西部を震源とする地震			
	頻発し、国民の地震や防災情報に			
	災直後の情報は少なく、また、	情報収集には時	間を要する。(=目	1標と現状
	のギャップ)			
	〇 発災直後は被災状況の把握が困			
	欠落するという時間的、空間的	な「情報空白」	の問題の恐れがあ	る。(=原
	】 因分析			
	〇 このため、地震発生に伴い、情報		きるしくみの構築	・体制づく
	りが重要と考えられる。(=課題			
	┃○ 以上のことから、大規模地震発生			
	設の緊急点検、応急復旧等の災	害応急対策の迅	速化を図る。(=旅	証策の具体
	的内容)			
社会的ニーズ	我が国では例年、震度5以上の大	:規模地震が頻発	し、地震防災に対	する国民
	の関心が高い。			
行政の関与	災害による被害の最小化、安全の	確保のための災	害対策は国として	の責務で
	あり、政府の関与は不可欠である。			
国の関与	国土交通本省の災害対策の高度化	については、初	動体制の迅速な構	築にとっ
	て重要であり、責任を持って検討す			
施策等の効率性	国土交通省の地震に対する初動対		とともに、防災壁	係機関等
""不可以为一下	- 「一直工人型目の地震に対する問勤が - へ情報提供することにより、省及び			
	的確な災害対策の検討等を効率的に			
	大防止に直結するものである。			+±1/%]/A
	地震災害による被害を軽減し、そ	の並士を吐止す	スためにけ 巛事	発生時の
ルス守い行列性	□ 地震災害による被害を軽減し、て□ 迅速な情報収集、的確な対策の決定			-
	远途な情報収集、的確な対象の決定 危機管理能力の向上は、災害発生時			-
	厄機官理能力の向工は、灰音発生時 寄与するものである。	このこの国内の	メエツ唯体で未た	. 7
	可サッつひいじめる。 			
その他特記すべ	平成 18 年 5 月の「緊急地震速報の	の本運用閉始にも		ニュー・
き事項	庁) 中間報告では、平成 18 年度末ま			
しずな	一している。	トーボ心心成火	ᄧᅜᅜᄼᄼᄉᄭᄓᄕᆫᇋᄀᆡ	., <u> </u>
	L C C C C C C C C C C C C C C C C C C C			

事前評価票【No.24】

施策等名	地震急傾斜地崩壊対策緊急事業の担当課河川局砂防計画課
	創設 (担当課長 (砂防計画課長 中野)
14-44-44	名)
施策等の概要	これまでの急傾斜地崩壊対策事業では、主に降雨によるがけ崩れを対象として拡張軟件等を実施し、地震にお思さるがは端れたは災害を失るの後にいれた。
	┃ て施設整備等を実施し、地震に起因するがけ崩れには災害発生後の後追い的な ┃ ┃ 対策となることが多かった。しかし、近い将来、高い確率で発生することが予
	対象となることが多かうだ。しかし、近い行来、高い確率で発生することがで 想される首都直下地震等では、がけ崩れ等により相当数の死者が出ることが想
	ぶっれる自都直下地展等では、がい崩れ等により相当数の先右が出ることが応 定されており、今後は地震を起因としたがけ崩れについても積極的に予防対策
	を実施していくことが必要である。このため、地震急傾斜地崩壊対策緊急事業
	(補助事業)を創設し、中央防災会議による地震防災戦略が策定されている地
	域を対象に、地震加速度、がけ地の地形的特徴から地震による崩壊の危険度を
	評価し、地震による崩壊により地域に甚大な被害が発生する箇所について、概
	ね 10 年間で対策を完了すべく集中的に事業を実施する。
施策等の目的	首都直下地震等の際に発生するがけ崩れによる被害を軽減するため、地震に
	よるがけ崩れの崩壊危険度を評価し、がけ崩れにより地域に甚大な被害が発生
	する恐れのある箇所について施設整備を推進することを目的とする。
関連する	8) 地震・火山による被害の軽減
政策目標	
関連する	
業績指標	
指標の	
目標値等	
施策等の必要性	○ 地震に起因する土砂災害は、近年においても、平成7年の阪神淡路大震災、
	平成 15 年の宮城県北部地震、平成 16 年の新潟中越地震、平成 17 年の福岡
	県西方沖地震等、多数発生しており、いずれも大きな災害となっている。 【目標と現状のギャップ】
	【日標と現代のキャック】 ○ これまで地震に起因する土砂災害については、発生箇所の予測が困難であっ
	たため、事前に危険箇所を特定し施設整備等を行うことができず、災害発生
	後の後追い的な対策となることが多かった。さらに地震の場合、降雨とは異
	なり、地震自体の発生予測が非常に困難なため、事前の警戒避難を行うこと
	がほぼ不可能である。
	【原因分析】
	○ しかし近年、地震加速度、地形的特徴から地震によるがけ崩れの危険度を評
	価するシステムが開発され、発生箇所の予測が一定の精度で可能となった。
	地震に起因するがけ崩れ対策については、事前の警戒避難が困難であるた
	め、早急に地域に甚大な被害が発生する箇所について特定し、施設整備の推
	進を図る必要がある。
	【課題の特定】 ○ よって、地震急傾斜地崩壊対策緊急事業(補助事業)を創設し、中央防災会
	○ ようで、地震恐惧料地崩壊対東緊急事業(補助事業)を創設し、中央防災会 議による地震防災戦略が策定されている地域を対象に、地震によるがけ崩れ
	の崩壊危険度を評価し、地震による崩壊により地域に甚大な被害が発生する
	筒所について、概ね10年間で対策を完了すべく集中的に事業を実施する。
	【対策の具体的内容】
社会的ニーズ	地震に起因する土砂災害は、近年においても、平成7年の阪神淡路大震災、
	平成 15 年の宮城県北部地震、平成 16 年の新潟中越地震、平成 17 年の福岡県西
	方沖地震等、多数発生しており、いずれも大きな災害となっている。さらに、
	近い将来、高い確率で発生することが予想される首都直下地震等では、がけ崩
	れ等により相当数の死者が出ることが想定されている。
一一行政の関与	国民の生命、身体および財産を災害から保護することや、土砂災害に対する
	警戒避難体制を整備することは、「災害対策基本法」、「土砂災害警戒区域等にお
	ける土砂災害防止対策の推進に関する法律」にも記されているとおり行政機関
	の責務である。

国の関与	国民の安全と安心の確保は、政府の最も重要な責務の一つであるとともに、
	│ 我が国の経済活性化の基盤である(経済財政運営と構造改革に関する基本方針 │
	2006 より) ため、国の主体的関与が必要である。また、都道府県等が行う土砂
	災害対策に対する適切な財政的支援等は国として果たすべき責務である。
施策等の効率性	本事業は、中央防災会議による地震防災戦略が策定されている地域を対象に、
	地震加速度、がけ地の地形的特徴から地震による崩壊の危険度を評価し、地震
	┃による崩壊により地域に甚大な被害が発生する箇所について、概ね 10 年間で対 ┃
	策を完了すべく集中的に実施するものである。対象箇所を絞り込み、短期間で
	集中的に実施するため、効率的に効果を上げることができる。
施策等の有効性	地震を起因としたがけ崩れについても積極的に予防対策を実施していくこと
	が可能となるため、災害を未然に防ぐ可能性が高くなり、より効果的に土砂災
	害から国民の生命、身体および財産を守ることができる。
その他特記すべ	
き事項	

事前評価【No. 25】

施策等名	運転者登録制度の実施地域拡大等 担当課 自動車交通局旅客課
	によるタクシーの安全性・質の向 (担当課長名) (旅客課長 藤田 耕三)
	上
施策等の概要	タクシー事業は、平成14年2月の規制緩和実施以降新たなサービスや多様な運
	賃の導入など規制緩和の一定の効果がみられる一方、需要の増加が見られないな 「スペース」と
	ど経営環境は厳しい状況にあり、安全性・サービスの質の低下が懸念されること
	から、メグラー連転者の登録制度の拡光や、連転者の安件の見直し等を行うこと により、運転者の質の確保・向上を図る。
	【予算要求額:70 百万円】
施策等の目的	個々の運転者の質が安全性・サービスの質に直結するタクシー事業において、タ
20014 3 40 1143	クシー運転者の質の確保・向上を図ることにより、安全・安心なタクシーサービ
	スの提供を促進する。
関連する	9) 交通安全の確保
政策目標	
関連する	_
業績指標	
指標の	
目標值等 	
施策等の必要性	○少子高齢化・過疎化等の近年の社会情勢の変化により、利用者のニーズが多様
	化する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、ま
	た、過疎地における高齢者等の生活の足として、安全で安心なタクシーサービ
	スの提供が求められている。しかしながら、タクシー事業は、新たなサービス や多様な運賃の導入等規制緩和の一定の効果が現れつつあるものの、需要の増
	の低下が懸念されているところ。(=目標と現状のギャップ)
	○タクシーサービスは、一人の運転者が一名から数名の利用者に対してサービス
	を提供するものであり、実際の安全性・サービスの水準が個々の運転者の瞬時
	の判断や対応に任されているため、運転者の質が安全性・サービスの質に直結
	するという特性を有している。しかしながら、需要の増加が見られないなどタ
	クシー事業の経営環境は大変厳しい状況にあるため、歩合制を中心とする運転
	者の賃金は低下傾向にあり、過労運転等の労働環境の悪化が、安全性・サービースの質の低下につながるなるれがまる。(一覧思いた)
	スの質の低下につながるおそれがある。(=原因分析)
	 ○安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには、タクシー運転者の
	登録制度の拡充や、運転者の要件の見直し等を行うことにより、運転者の質の
	確保・向上を図る必要がある。(=課題の特定)
	〇具体的には、タクシー業務適正化特別措置法に基づき、現在東京・大阪のみで
	実施している地理試験の合格等を要件とする運転者登録制度について、所要の
	見直しを行った上で、政令指定都市等流し営業中心の都市まで拡大して実施
	し、指定都市間のネットワーク化を図ることにより、他の都市で登録の取り消しを受けている運転者についても登録を受けられなくすることで悪質な運転
	しを受けている運転者についても登録を受けられなくすることで悪真な運転 者を排除する仕組みを構築する。あわせて、タクシー運転者全体の質の確保・
	有を排除する性程のを構築する。めわせて、メラフー連転有主体の質の確保・ 向上を図るため、その要件の見直しを行い、運転者に受講させる講習の実施要
	領を定めるとともに、法令知識、接遇、交通事故防止等の講習カリキュラムを
	作成する。(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	
	する中で、多様な利用者のニーズにきめ細かく応えうる交通機関として、また、

	過疎地における高齢者等の生活の足として、より安全で安心して利用できるタクシーサービスの提供が強く求められている。
行政の関与	現在運輸事業においては、安全の確保をより確実に行うための対策がこれまで以上に強く求められているところであり、需要の増加が見られないなど経営環境が大変厳しい状況にあるタクシー事業について、輸送の安全の確保を確実なものとするためには、行政としての関与が不可欠である。
国の関与	タクシー事業における輸送の安全や利用者の利便の確保については、地域によって疎密を生じさせるべきものではないことから、国において責任をもって対処していく必要がある。
施策等の効率性	タクシー事業は実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任され、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有しているため、運行管理制度の徹底、監査体制の強化、行政処分の厳格化といった現行の仕組みのみでは輸送の安全及び利用者の利便を確保するには限界があることから、効率的に施策の目的を実現する上では運転者登録制度の拡充等により直接運転者の質の確保を図ることが適切である。
施策等の有効性	タクシー事業は、実際の安全性・サービスの水準が個々のドライバーの瞬時の判断や対応に任され、運転者の質が安全性・サービスの質に直結するという特性を有していることから、運転者登録制度を拡充し、他の都市で登録の取り消しを受けている運転者についても登録を受けられなくすること等により悪質な運転者を排除し、運転者の質の確保・向上を図ることが、安全・安心なタクシーサービスの提供を促進するためには有効である。
その他特記すべ き事項	交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会タクシーサービスの将来ビジョン小委員会報告書(平成18年7月)において、タクシーサービスの全体的な質の向上を図るための方策として、タクシー運転者の要件について、一定の講習の受講等についても要件化すること等の措置を講じるとともに、東京及び大阪において実施されているタクシー業務適正化特別措置法に基づくタクシー運転者の登録制度についても、登録要件及び登録の取消し要件等の所要の見直しを行った上で、同法の指定地域を当面政令指定都市まで拡大すること等により、悪質な運転者の排除を行い、運転者の質の確保・向上とそれによるタクシーサービスの質の向上を図ることが提言されているところ。

事前評価票【No. 26】

施策等名	自治体が管理する道路橋の長寿命 担当課 国道・防災課(木村課長) 化のための修繕計画策定費の支援 (担当課長名) 地方道・環境課(下保課長) 制度の創設		
施策等の概要	重要な道路ネットワーク上の、自治体が管理する道路橋の修繕について、対症療法型から長寿命化を目的とした予防型へと転換を図るための取り組みに対して支援を行う。		
施策等の目的	重要な道路ネットワーク上の、自治体が管理する道路橋について、これまでの対症療法的な修繕・更新から予防的な修繕へ政策誘導し、もって橋梁の長寿命化を図ることにより、重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するとともに、今後急速な増大が見込まれる修繕・更新費を縮減することを目的とする。		
関連する政策目標	9)交通安全の確保		
関連する業績指標			
指標の 目標値等			
施策等の必要性	○ 建設後50年以上経過した橋梁の全橋梁に対する割合は、現在の6%が20年後には47%と大幅に増加し、計画的な修繕による橋梁の長寿命化を行わなければ、架替工事による道路交通へ及ぼす損失や修繕・更新費の大幅な増大など将来大きな負担が生じることとなる。しかしながら、自治体においては橋梁の長寿命化を図る観点からの予防的な修繕が行われていない状況である。(=目標と現状のGAP)		
	O 現在、長寿命化を図る観点からの予防的な修繕が実施されていない原因として、自治体が管理する道路橋の健全度が十分に把握されていないことが考えられる。(=原因分析)		
	〇 従って施策の目的を実現するためには、自治体が管理する道路橋の健全度を早急に把握することを促し、自治体が予防的な修繕に計画的に取り組める環境を構築する必要がある。(=課題の特定)		
	○ このため、重要な道路ネットワーク上の、自治体が管理する道路橋について、 自治体による健全度の把握を促進するとともに、「支障が出たら修繕する」と いう対症療法的な修繕から、中長期的に橋梁の長寿命化を図るための予防的 な修繕へと政策転換を促すため、自治体が体系的な長寿命化修繕計画(仮称) ※を策定するのに必要な経費の一部を助成する制度を創設する。(=施策の具 体的内容) ※ 重要なネットワーク上の橋梁群の修繕方針・方策(修繕・架替等)を体系的に定めた計画		
社会的ニーズ	〇 増大している高齢化橋梁に対して、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するため、適切に橋梁を管理することが求められている。		
行政の関与	O 公共施設の管理は行政が責任を持って行うものであり、落橋時に大きな被害が想定されるだけではなく、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保に大きな支障が出る可能性があることから、行政の関与が不可欠である。		
国の関与	O 緊急輸送道路など重要な道路ネットワークの安全性・信頼性を確保するとと もに、今後増大が見込まれる道路橋の修繕・更新費の縮減による低コスト社		

	会を実現するために国として関与する必要がある。
施策等の効率性	○ 長寿命化修繕計画(仮称)に基づき、自治体が道路ネットワーク面での重要性・緊急性を踏まえつつ、個々の橋梁に対して最も効率的・効果的な修繕を計画的に実施することで、今後増大が見込まれる修繕・更新費の縮減が図られるとともに、修繕・更新費を平準化することが可能である。
施策等の有効性	O 長寿命化修繕計画(仮称)の策定により、橋梁架替工事による道路交通に及ぼす損失の軽減など道路ネットワークの安全性・信頼性が確保されるとともに、自治体においても「支障が出たら修繕する」という対症療法的な修繕から、中長期的に橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕へと政策転換が図られる。
その他特記すべ き事項	

事前評価票【No.27】

		+□ 1/ ==	进添只理接 计纯铜			
施策等名	技術基準への適合性確認制度の確	担当課	港湾局環境・技術課			
	実な実施	(担当課長名)	(課長 小山 彰)			
施策等の概要	平成 19 年度から港湾の施設の技術上の基準(技術基準)が性能規定化され、設					
30714 3, 44 1,352	計者の判断により新たな設計方法	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	妥当性の適切な評価により港湾施設の安全性を確保するため、技術基準への適し					
	女当性の過ずる計画によりた/高記 合性を確認する制度を導入する。		K,创作以、汉阿奎牛(0)题			
+-		5 1 1 7 2 1 1 1 1 1 1 1	-1 '+ '6' - 			
施策等の目的	性能規定化された基準のもとで提到		計法か、要求性能を満して			
	いるか照査し、港湾の安全・安心を	を確保する。				
関連する	9)交通安全の確保					
政策目標						
関連する						
	-					
業績指標						
指標の	-					
目標値等						
施策等の必要性	○港湾の施設の技術上の基準(技					
	する際の基準として適用され、	安全性の確保に署	寄与しているが、従来の基準 ┃			
	はプロセス等一定の規格を定め	る仕様規定であり	り、新技術等への対応が限ら			
	れていた。一方、WTO の TBT 協り	定における国際標	撃本の適合への要請、国際			
	基準や規制改革推進3か年計画	において基準類の	D性能規定化の方向性が示			
	されたことを背景に、平成19					
	とされたが、必要な安全性確保					
	状のギャップ、原因分析)	0.7 に 0.7 0.7 同 7.2 7.5 で	元(N C la a v 。 (一 <u>口 l l 来 C 刻</u>			
		これを料金のなる	・担党」 盆里に去てプロセー			
	スを規定しないため、設計者の判断により自由な発想に基づく設計方法の採					
	用が可能となることから、港湾施設の安全性を確保するため、設計方法や構					
	造の妥当性を高度な見地から適切に評価することが重要となる。 <i>(=課題を</i>					
	特定)					
	○このため、国土交通大臣又は国の代行機関となる登録確認機関により技術基┃					
	準への適合性確認制度を導入し、公共の安全その他の公益上影響が著しい施					
	設について、安全性の確保を図	設について、安全性の確保を図る。 <i>(=施行の具体的内容)</i>				
社会的ニーズ	港湾の施設は、物流、人流の面に	おいて社会経済活	動に大きな役割を果たして			
	いる。その施設整備において効率	性と安全性の両立	は社会的要請が高く技術基			
	準の性能規定化で効率性を促す一					
行政の関与	港湾の適正な運営を図るためには					
	ける安全性の確保についても行政:					
<u> </u> 国の関与	技術基準の性能規定化に伴って新					
国 の関サ 						
	要な手法について、従来の港湾管					
	の安全性を確保するため、国又は		= : :			
施策等の効率性	港湾法において、国は登録確認機					
	おり、国が自ら確認業務を行うこ	とは最小限の範囲	目となっている。また、これ			
	以外の業務は、登録確認機関によ	る確認業務の実施	℡状況の把握、不適切な場合┃			
	の是正措置等に限定されており、技術基準の性能規定化に伴う設計等の自由度					
	向上の下で安全性を確保する措置として、必要最低限の役割に留められている。					
施策等の有効性	本制度は、技術基準の性能規定化は					
心水可以自刈江	て、その手法の妥当性等を検証する					
	│技術基準への適合性の確認を行うことで、設計の自由度を向上して創意工夫の │ │活用を促したがこ、社会経済活動に重要な処割を用たす港湾族型の完合性の際					
	活用を促しながら、社会経済活動に重要な役割を果たす港湾施設の安全性の確					
	保が図られる。					

き事項

- その他特記すべ │ ○平成 13 年 3 月に閣議決定した『規制改革推進 3 か年計画』において、『行政 の各分野の全ての基準類を原則として性能規定化すること』と『事業者の自 己確認・自主保安のみにゆだねることが必ずしも適当でない場合であっても、 直ちに国による検査を義務づけることとするのではなく、自己確認・自主保 安を基本としつつ、国際ルールを踏まえ、公正・中立な第三者による検査等 を義務づける仕組み(第三者認証)とすることについて十分な検討を行うこ と』が明記された。
 - ○平成17年12月にとりまとめられた交通政策審議会港湾分科安全・維持管 理部会答申において、『当該施設の安全性の確保に際して一定以上の高度な技 術的判断を要する場合には設計者は国にその内容を提出し、国又は国の業務 を代行する第三者機関が個々の事例に則して技術基準との適合性を評価する こととする』ことが盛り込まれた。

事前評価票【No. 28】

施策等名	輸送部門における省エネ対策の普 及・促進	担当課 (担当課長名)	総合政策局環境・海洋課 (課長 甲斐 正彰)		
施策等の概要	燃料資源の有効利用と地球温暖化防止という要請を背景に制定された、輸送 部門に対する省エネ対策の義務付けを柱の一つとする改正省エネ法が平成19年 度から本格施行となることを踏まえ、同法に基づく省エネ対策の普及・促進を 図るべく、輸送部門の省エネ対策に係るベストプラクティス情報の整備及び人 材育成を進める。 (平成19年度概算要求額:40,000千円)				
施策等の目的 	改正省エネ法に基づく省エネ対策の る温室効果ガスの排出を抑制するこ		、もって輸送部門におけ		
関連する 政策目標	12) 地球環境の保全				
関連する業績指標	_				
指標の目標値等	_				
施策等の必要性	〇温室効果ガスの排出量について現ため、平成 17 年 4 月に閣議決定の排出量を 2 億 5000 万トン(平) いる。しかしながら、運輸部門の少傾向を示しているものの、平原 20.3%増)であり、目標達成のが策を着実に実施することが必要が(=目標と現状のギャップ)	した京都議定書目4成2年度比 15. 1%: の2年度比 15. 1%: O排出量は、平成 1 成 16 年度は 2 億 62 こめには引き続き温	票達成計画では、運輸部門 増)に抑制することとして 3 年度をピークに近年は減 00 万トン(平成 2 年度比		
	〇そのため、運輸分野の地球温暖化年度から本格施行となるしなが不可欠。しかしなが次のような問題点がある。 ①温室効果が必要であるエネ語を設定をがい対する。 ①温室がから、対策とはであるが、対策であるような問題をである。 輸送部門にとから、輸送事業のでいた、輸送部門においてものでは、輸送ができまる。 ②さらに、輸送部門における情報においても入手可能な情報においても入手可能な情報においても入手可能な情報においても入手可能な情報においても入手可能な情報に対け、	エネ法に基づき、省 る、省エネ対策の普 を上げるためには、 19年度から本格に の義務付という対係 の おける省門関係 で で で で で で で で で で で で で で の で で の で で の で の で が り で り で り で り で り で り で り で り で り で	江ス対策の普及・促進を 行及・促進にあたっては、 各事業者の取組みを促進 行される改正省エネ法は、 世界的にみて先進的な取相 時に関する十分な知見を有 が多い。 、トプラクティス情報は、		
	〇このため、省エネ対策に係るべた ることに加え、省エネ対策を各事 進め、改正省エネ法に基づく省コ (=課題の特定)	前送事業者に広く浸	透させるべく人材育成を		
	〇具体的には、以下の事業を行う。 ①輸送部門における省エネ対策の a)輸送部門における省エネ対策 省エネ効果をあげている 実態やその省エネ対策、エス 輸送事業者の対応等に関する て提出されるエネルギー使用 既に先進的な取組みを実施し	の普及 対策に関する情報の 輸送事業者の取組み ネルギー使用に係る るベストプラクティ 目状況に係る定期執	・実態、自家物流事業者の 荷主からの情報依頼への スを、平成 19 年度に初め 设告書、省エネ計画を基に、		

	て整備する。
	b)輸送部門における省エネ対策に関する情報の発信
	輸送部門の省エネ対策に関する情報をWeb上で発信するための省エネ
	情報プラットフォームを構築し、輸送事業者の省エネ対策に関するベストプラクティス情報、各事業者の具体的取組み情報等の普及を図る。
	アノノンディス情報、谷事業者の具体的取組み情報等の音及を図る。 ②輸送部門における省エネ対策の促進
	各事業者が省エネ対策等に関する情報を活用して省エネ効果を上げられ
	るよう、各事業者の状況に応じた省エネ対策の促進を図る。
	a)事業者が省エネ対策を推進するに当たり設置することが推奨されてい
	る省エネ対策責任者の育成
	b) 省エネに関する問合せを寄せてくる事業者への指導、助言
	c) 各事業者が、提出した定期報告書、省エネ計画どおり省エネ対策に取
	り組んでいることの点検
社会的ニーズ	(=施策の具体的内容) 輸送部門における省エネ対策に関し、十分な知見を有していない荷主、輸送
	ず来省等の輸送的「関係者が多く、なた、輸送的「IC86778 首エイバスに係る ベストプラクティス情報は、市場においても入手可能な情報が不足している状
	況にあることから、本施策を導入することへの社会的ニーズは大きい。
行政の関与	本施策は、輸送部門における省エネ対策を普及・促進し、運輸部門における
	温室効果ガスの排出抑制、すなわち地球温暖化対策に資するものであることか
	ら、公益性を有し、また、輸送部門に対する省エネ対策の義務付けを内容とす
	る改正省エネ法に基づく省エネ対策の普及・促進により、京都議定書の国際約
	東達成を図るものであることから政府が関与する必要がある。
国の関与	輸送事業者の輸送行為は一地域にとどまるものではなく全国に及ぶものであ
	ることから、本施策は、地方ではなく国による施策実施が適切である。
施策等の効率性	輸送部門における温室効果ガス排出抑制の効果を上げるためには、各輸送部
	門関係者の取組みを促進することが必要であるが、十分な知見を有していない
	輸送部門関係者が多いため、省エネ対策に係るベストプラクティス情報を整備
	┃ し情報発信することに加え、人材育成を進めることにより、省エネ対策の普及・┃ ┃ 促進を図ることが効率的である。
L 施策等の有効性	体進を図ることが効率的である。 本施策を実施することにより、輸送部門における省エネ対策の普及・促進が
心を守り行列圧	図られるため、輸送部門における温室効果ガスの排出を抑制する上で効果的で
	ある。
その他特記すべ	〇経済成長戦略大綱(抄)
き事項	第1.国際競争力の強化
	3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開
	(1)世界最先端のエネルギー需給構造の実現 ①省エネルギーフロントランナー計画
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	トップランナーへの重点的な初期需要創出支援、住宅と設備の総合的
	な省エネ評価方法の開発、輸送部門における省エネ対策の普及・促進、
	複数事業者間連携による省エネ対策の推進など分野別対策の充実、省
	エネ投資の事業価値に関する評価手法の確立と普及、省エネに係る人
	材育成など、温室効果ガスの排出削減をめぐる内外の動向を踏まえつ
	つ、2030年までに更に少なくとも30%、我が国のエネルギー消費効率
	が改善することを目指し、取組を進める。
	【見直しについて】
	【光直 0に 70・6】 〇エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)(抄)
	附則
	(検討)
	2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、
	この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

〇エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 93 号)(抄)

附 則 (検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の 施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検 討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

上述した法律の規定に従って、内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、検討を加えることとしているほか、改正法の施行後5年を経過した場合において、施行の状況を勘案し、検討を加える予定である。

事前評価票【No.29】

施策等名	官学連携による異常気象共同分析体制の構築	担当課 (担当課長名)	気象庁地球環境・海洋部 地球環境業務課 (地球環境業務課長 中井 公太)		
施策等の概要	〇豪雨等の異常気象の頻発を踏まえ、気象庁と大学・研究機関の連携による異常気象の共同分析体制を構築することにより、発生要因及び見通しに関する科学的な統一見解の迅速な提供を実現し、関係機関による効果的な防災・減災対策を支援する。 〇【予算要求額:10百万円 (責)71百万円】。				
施策等の目的	〇異常気象の発生要因や見通しな 生産に関係する機関の的確な防災 安心の確保に貢献することを目的	・減災活動を支援			
関連する 政策目標	12) 地球環境の保全				
関連する業績指標	_				
指標の 目標値等	_				
施策等の必要性	○豪雨等の異常気象が発生した場ために、その発生要因及る。またの解説にとどまって発表が表が、分析結果の発表対策に、分析が災・大変対策を表対では、異常である。とのでは、異常である。とのでは、異大るが困難である。とのでは、異大るがあるが、といるが、というでは、は、のでは、というでは、これが、というでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	の見通しが早期に し象の見通気ないい し象なない 終了でを が見れない が見れて が見れて が見れて が見れて が見れて がした が見れて がした がした はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	求められるが、現状では実 要因についての分析も行っ が経過してからとなってお (=目標と現状のギャップ) し、早期に適切な情報発表 技術の進展により異常気象 いるが、統一的な分析体制 のにとどまっている。(=原 常気象の発生要因・見通し することが必要であり、そ		
	実効性のある情報を提供できる。 〇気象庁に異常気象共同分析シスデータ及び分析ツールを大学・研気・海洋などの状況を分析できる一的見解としてまとめるための検関係者に発表する。(=施策の具質	(<i>二課題の特定)</i> テムを整備し、観 究機関と共有し、 体制を整えるとと 討会合を開催し、	別・予測等の分析に必要な 異常気象発生時に即座に大 もに、分析結果を検討・統		
社会的ニーズ	〇近年、豪雨や豪雪など社会経済 害をもたらしている。こうした るように、発生要因や見通しに	異常気象が発生し	た場合、早期に対策をとれ		
行政の関与	〇異常気象は、災害や農業被害なり、これらの被害を軽減するたする必要がある。	めには行政が責任	をもって必要な情報を提供		
国の関与	○異常気象は地域を問わず発生し ぼすものである。したがって、 要因・見通しの情報を提供する 気象台等が地方自治体等が適切 要がある。	地方ではなく国の 必要がある。情報	責務として異常気象の発生 の利用にあたっては、地方		

施策等の効率性	〇異常気象の要因分析について官学連携して実施することにより、効率的な人 材活用が可能なる。
施策等の有効性	〇これまでにも、一部の研究者の科学的知見を活用した異常気象の要因分析を 実施した事例もあるが、このときの情報発表は異常気象がほぼ終了した後で あった。共同分析体制が構築されれば、早期対応が可能となる。大学・研究 機関等と事前調整・情報交換を実施することにより、共同分析システム整備 後速やかに情報の提供を行えるようにする。目標として、平成20年当初か ら、発生した異常気象に対する情報提供を行い、関係機関の効果的な防災・ 減災対策に貢献する。
その他特記すべ き事項	〇国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱における、【改善2】情報 の発信における改善のうち (1) 提供情報の精度の向上・内容の充実の施策 の1つである。

事前評価票【No.30】

施策等名	海面処分場の計画的な確保のため「担当課 港湾局環境整備計画室			
%EXC () II	の支援の拡充 (担当課長名) (環境整備計画室長 八尋明彦)			
施策等の概要	港湾整備により発生する大量の浚渫土砂を適正に処理するとともに、内陸部で最終処分場の確保が困難な廃棄物を確実に受け入れるため、港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の整備に対して、国の支援を拡充することにより、海面処分場を計画的に確保する。 【平成19年度概算要求額】93億円			
施策等の目的	港湾管理者による海面処分場の整備を促進する。			
関連する 政策目標	16)循環型社会の形成			
関連する 業績指標	68) 可能な限り減量化した上で海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入			
指標の 目標値等	平成 18 年度以降毎年 100%			
施策等の必要性	○港湾の国際競争力強化のための整備に伴って発生する浚渫土砂の適正処分を進める必要がある中で、ロンドン条約96年議定書への締結に対応するための改正海洋汚染防止法の施行(平成19年4月1日)により、浚渫土砂の海洋投入処分が原則禁止とされる。また、循環型社会の形成を推進する取り組みが求められている中で、一般廃棄物の最終処分場の残余容量が逼迫している。こうした状況の中、海面処分場を計画的に確保していく必要がある。(=目標と現状のギャップ) ○しかしながら、環境問題が近年、ますます多様化・複雑化・広域化・深化してきている中、従来の取組だけでは限界となっている。(=原因分析)			
	湾管理者が廃棄物埋立護岸を整備することにより確保される海面処分場にいて、一層の整備の促進を図っていく必要がある。(=課題の特定)のため、港湾法に規定する廃棄物埋立護岸の整備に対して、国の支援を拡充ることにより、海面処分場の計画的な確保を図る。(=施策の具体的内容)			
社会的ニーズ	最終処分場の残余容量が逼迫し、内陸に最終処分場を確保することが困難になっていることから、港湾における海面処分場への依存度が高くなっている。			
行政の関与	行政が公共事業として行う港湾工事に伴い発生する浚渫土砂について、また廃棄物処理法において行政により処理することが求められている一般廃棄物について、港湾の利用・開発等との整合をとりつつ適正に処分するため、行政の関与が必要。			
国の関与	国際競争力の強化、循環型社会の形成といった課題は、国の施策として強力に推進すべき事項であり、また当該地方においてのみ便益をもたらすものではないため、国の関与が必要。			
施策等の効率性	港湾内の貴重な水面の一部を割愛して海面処分場を確保することで、港湾工事に伴って発生する浚渫土砂とともに、一般廃棄物も最終処分することが可能である。内陸に最終処分場を確保することが困難である現状において、海面処分場の計画的な確保は、浚渫土砂の適正な処理及び廃棄物の確実な受け入れの実現性が高く、効率的である。			
施策等の有効性	廃棄物埋立護岸の整備に対する国の支援の拡充をすることにより、海面処分場の計画的な確保が図られるため、国際競争力の強化及び循環型社会の形成の観点から、有効的である。			
その他特記すべ き事項	○本年度国土交通省重点施策に位置づけ ○港湾法の改正が必要 ○外部要因:環境省による廃棄物行政(一般廃棄物処理施設の整備) ○平成 17 年度政策チェックアップ			

施策目標 16) 循環型社会の形成

業務指標 72) 可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な 廃棄物の受入

「今後の取組の方向性

今後も実績値を維持できるよう廃棄物海面処分場の整備、廃棄物海面処分場の延命化対策等を推進する。」

事前評価票【No.31】

+1- hts hts 12		10 V/ =8	**************************************		
施策等名	スーパー中枢港湾プロジェク	担当課	港湾局港湾経済課		
	トの推進	(担当課長名)	(港湾経済課長 加藤由起夫)		
			港湾局計画課		
			(計画課長 富田英治)		
			港湾局総務課危機管理室		
			(危機管理室長 北山斉)		
施策等の概要			の実現を目標に、次世代高規格		
			なって先導的な施策を展開し、		
	総合的に効率化を推進してい	いるスーパー中枢	港湾プロジェクトの充実・深化		
	を図る。				
	┃○特に、コンテナターミナルに出入りする車輌の集中によるゲート前及び周辺 ┃				
		₹性・利便性・保	安性の向上を図るための、出入		
	管理システムの構築を行う。				
	▲【法令改正】【平成 19 年度概算	「要求額 524 億F	円】		
施策等の目的	│○港湾コストの低減、サービス	水準の向上(コ	ンテナターミナルにおける迅速		
	性、利便性、保安性の向上等	₹)を通じて、我	が国の国際競争力を強化し、国		
	民生活の質の向上に資する。				
関連する	18)国際的な水準の交通サー	-ビスや国際競争	力等の確保・強化		
政策目標					
関連する	74) 国際海上コンテナ貨物等	輸送コスト低減	率		
業績指標	社会資本整備重点計画第2章活力(1)に記載あり			
指標の	平成 14 年度比5%減(平成 19	年度)			
目標値等	社会資本整備重点計画第2章活力(1)に記載あり			
施策等の必要性	│○我が国産業の国際競争力や国	国民生活水準の維	持、向上には効率的な物流が不		
	可欠であり、資源小国で海外係	衣存度が高い島国	■である我が国においては、安く、		
			を確保する必要がある。さらに、		
	改正SOLAS条約の発効に	伴い、港湾施設の	D出入管理において、物流の効率		
			図ることが必要となっている。し┃		
			丘年、我が国の相対的地位が低下		
			*湾で積み替えて目的地へ輸送さ		
			管理については、各施設において		
			引されており、物流コストの上昇、		
	輸送時間の増加等が懸念され	.る。 <i>(=目標と珍</i>	見状のギャップ)		
			型化に対応した大水深コンテナ		
			レオープン化、港湾諸手続のワン┃		
			きたところであるが、我が国港		
		·	備や、グローバル戦略の下で世		
	界的な港湾ネットワーク展開を進めている海外メガオペレーターの台頭等に				
	よるアジア主要港の成長により、コスト・サービス水準で遅れを取っている。				
			された統一的なルール・基準等		
			安性がある出入管理の仕組みが		
	構築できていない。(=原因)				
			を実現するためには、スケール		
			┊者により一体的に運営する大規 ┃		
			単するとともに、国内物流ネット		
			こは、迅速性・利便性・保安性を		
	有する出入管理の仕組みを構				
			や共同デポ、鉄道積替施設整備		
			た、内航船の高規格化に対応し		
	た施設整備に対する支援により国内海上ネットワークを強化するとともに、				
			の機能向上、搬出入の円滑化に		
	L より、スーパー中枢港湾プロ	ジェクトの深化	を図る。 <i>(=施策の具体的内容)</i>		

社会的ニーズ	┃ 〇港湾コストの低減・サービス水準の向上は、港湾利用者である船社等のほか、┃			
	物流コスト全体の低廉化により、不特定多数の荷主の利益や我が国産業競争			
	力の強化につながる。			
	○また、出入管理システムの整備等ゲートの機能向上により、当該ターミナル			
	において迅速性・利便性・保安性が向上する。			
	〇さらには、周辺道路の混雑緩和、環境負荷の軽減にもつながり、本施策は社			
	会的ニーズに適うものである。			
行政の関与	〇ターミナルの統合、大規模化、高規格化等、従来の枠組みにとらわれない関			
	係者一丸となったプロジェクトであり、負担とリスクの大きい先導的な取り			
	組みを行うことや、制度等の改革及び環境整備等の支援の両面が必要である			
	ことから行政の関与が必要である。			
国の関与	〇スーパー中枢港湾プロジェクトでは、複数港の連携や国内から幅広く貨物を			
	集めるためのネットワーク強化といった広域的な取り組みが必要である。			
	Oまた、迅速性・利便性・保安性がある出入管理の仕組みを構築するためには、			
	Oまた、過速性・特度性・休女性がある山穴管理の性間がを構業するためには、 各施設で共通化された、出入管理についての統一的なルール・基準等が必要			
	であるが、個々のターミナルの管理者では共通化されたルール等を作成する			
	- ことが困難であり、個々の港湾の枠を越えた国の関与が必要である。			
+ * * * * * + + + + + + + + + + + + + +				
施策等の効率性	〇スーパー中枢港湾プロジェクトは、投資を選択的・集中的に行うものである			
	ことに加え、既存ターミナルの一体的運営等、既存ストックを民間事業者の能			
	力を活用して有効利用することとしており、国内海上ネットワークの強化によ			
	り物流ネットワークも向上する。			
	Oまた、個々のコンテナターミナルの管理者が許可証を発行し、バラバラに運			
	用する現状と比較して、出入管理システムの制度の構築、整備等ゲートの機			
	┃ 能向上により、迅速性・利便性・保安性の向上を、より効率的かつ迅速に実 ┃			
	現できる。			
施策等の有効性	┃○大規模コンテナターミナルの整備、共同デポや鉄道積替施設整備に対する補 ┃			
	助等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低			
	減が図られ、国内海上ネットワークの強化により、国内貨物の集積によるス			
	一パー中枢港湾の国際物流拠点機能が向上する。			
	○また、出入管理システムに関する制度の構築、整備等ゲートの機能向上によ			
	り、迅速性・利便性・保安性が高まり、我が国港湾の国際競争力の強化を図			
	ることができる。			
その他特記すべ	〇平成 14 年 11 月 29 日交通政策審議会答申「経済社会の変化に対応し、国際競			
き事項	争力の強化、産業の再生、循環型社会の構築などを通じてより良い暮らしを			
_ , , ,	実現する港湾政策のあり方」において、スーパー中枢港湾の育成が位置づけ			
	られている。			
	〇平成 17 年度政策チェックアップ			
	○ 微 :			
	業績指標 78) 国際海上コンテナ輸送等輸送コスト低減率			
	「今後の取組の方向性			
	一			

	たっぱい国际脱すりの強化のため、スーパー中心を得りロジェットを推し 進する。			
	〇十成 14 年度政策レビュー 			
	先導的・実験的な取り組みとして「スーパー中枢港湾の育成」を図る。」			

事前評価票【No. 32】

施策等名	国内農産品の効率的な輸送シス テムの構築	担当課 (担当課長名)	港湾局計画課 (計画課長 富田 英治)	
施策等の概要	国内農産品の物流コストの削減を図るため、港湾に国内農産品を保管する農産品流通拠点支援施設を整備し、国内海上輸送ネットワークを強化する内貿ターミナルの機能強化を図る新規制度を創設する。【平成 19 年度概算要求額: 10 百万円】			
施策等の目的	国内農産品の物流コストを削減し、輸入農産品とのコスト競争力を強化することにより、食料の安定効率的な供給が図られ、国民生活の質が向上する。			
関連する 政策目標	19)物流の効率化			
関連する 業績指標	85) フェリー等国内貨物輸送コ 社会資本整備重点計画第2章活力(1)	に記載あり		
指標の目標値等	平成14年度比4%減(平成19社会資本整備重点計画第2章活力(1)	に記載あり		
施策等の必要性	〇輸入院 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	らのな首で(北施なコをたと産通は物が都高=海設っス導めな地拠金、やこ標、備いがし必。ら支国ト産西か現州脆。く効な黒関とが、弱そ非率に消援を品地ら状、弱そ非率ボ寒地設農削の域、の四での効なり題への農削の域、の四での効なり題への	産物の供給が就争力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力を強力	
社会的ニーズ	国内農産品の効率的な輸送システコストの削減、迅速な物流サービ図られる。	スの実現が達成さ	れ、国民生活の質の向上が	
行政の関与 	農業事業者、物流事業者が共同で のみによる施設整備が困難であり 			
国の関与	国内農産品の効率的な輸送システ 域的な連携等の視点に立った支援 ある。	措置であることか	ら、国による関与が必要で	
施策等の効率性	農産品流通拠点支援施設を拠点的 効率化により、食料供給コストを	縮減し、国内農業	の体質強化が図られる。	
施策等の有効性	国内農産品の輸送コストを低減す し、大型船による輸送により海上	輸送コストを削減	はすることが不可欠である。	
その他特記すべ き事項	経済成長戦略大綱において、国内 食糧供給コストを5年で2割削減			

		ı	т			
施策等名	徒歩・公共交通など総合的な都	担当課	都市・地域整	發備局往	う路課	
	市交通施策の推進	(担当課長名)	(街路課長	松谷	春敏)	
			<u> </u>			
施策等の概要	都市・地域における安全で円滑な交通を確保し、魅力ある将来像を実現する					
	┃ために、総合的な交通のあり方に	ついての戦略を策	定した都市・コ	也域に	ついて、	
	歩行者、自転車、公共交通、交通結節点等の都市交通システムの整備事業を総					
	合的に支援する。					
	「日本的に文法する。 「予算額:9, 431 百万円】					
15 to the control						
施策等の目的	人口減少・超高齢社会や環境問					
	ることなく、歩いて暮らせるコン	パクトなまちづく	りの実現のた	めの総	合的な	
	都市交通施策を推進する。					
関連する	20)都市交通の快適性・利便性の	向上				
政策目標	2)バリアフリー社会の実現					
関連する						
業績指標						
指標の						
目標値等						
施策等の必要性	〇都市・地域における安全で円滑	な交通を確保し、	歩いて暮らせ	るコン	パクト	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	なまちづくりの実現が必要である					
	- 本街地や公共交通等の衰退など大			5 / (, 11.0	
	中国地で公共文通寺の表図など人	<u>-</u>		ピクギュ	→°)	
			(=目標と現物			
	○従来は、都市の望ましい将来像					
	備していたため、コンパクトなま	ちづくりを支える	最適な交通分	担が実	現され	
	ていなかった。					
				(一原区	3分析)	
	○多様なモードが連携する「つな	ぎ施設」の効率化	:、適正な交通	の分担	への再	
		- · · - · · -			-	
	編が不可欠であり、都市交通の課題に対し多様な主体と連携し、支援できる総 合的な施策が新たに必要である。					
	古的な肔束が新たに必要である。 					
			(–	· 床題 ()	7行处/	
					//	
	○望ましい将来都市像の実現と安全で円滑な交通の確保のため、地方公共団体					
	等が実施する都市交通施策のプログラムに基づく歩行者、自転車、公共交通、					
	交通結節点等に関する総合的な整備に対し補助を実施し、適正な交通の分担の					
	再編による交通円滑化、利便性の)向上を実現する。				
1	〇地方公共団体が行う都市交通シ	ステムに関する事	業として、公	設民営	の考え	
1	方による公共交通に関する事業					
			。。 <i>…(=施策(</i>	の旦休	的内容)	
社会的ニーズ	モータリゼーションの進展によ	ス白動古利田孝の				
	1		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	散立地の進展が進む中、高齢者等					
	すい環境づくり、中心市街地の活	i性化、環境負荷削	」减、集約型都	巾構造	の美規	
	が必要である。					
行政の関与	人口減少・超高齢社会や環境問	題等に対応する都	『市構造を実現	するた	め、土	
	地利用規制の合理化とあわせて、	行政が主体となっ	た都市交通施	策の推	進が不	
	可欠である。		,,-40		- •	
国の関与	人口減少・超高齢社会や環境問	題等への対応が同	の都市政策の	重要が	理題で	
	あり、集約型都市構造への改変を ゼン悪スカス	大阪りの印で選	リンヘテムの愽	彩に刃	し又抜	
	が必要である。					
施策等の効率性	関係者が連携して、都市交通施	策のプログラムに	基づき必要な	施策を	実施す	
	ることにより、最適な都市交通シ	ステムの実現を図]ることができ	る。		
L						

施策等の有効性	関係者が参加して策定された都市交通施策のプログラムに基づき、事業が効果的に実施されることにより、徒歩・公共交通の利用が促進されるとともに、望ましい都市像の実現が図られる。
その他特記すべ き事項	社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市交通・市街地整備小委員会中間とりまとめにおいて施策の方向性を提示

事前評価票【No.34】

施策等名	地域公共交通再生モデル事業	担当課	総合政策局交通計画課
ᄣᄷᅗᄓ	心观女八人処廿土L/ル尹木	(担当課長名)	(交通計画課長 佐々木良)
施策等の概要	交通円滑化やモビリティの確保に資する先進的かつ普及性のある取り組みについてモデル事業を実施し、その結果について国が必要な分析・評価を行い、地域公共交通活性化のための施策についての技術的助言・情報提供として、「地域公共交通再生ガイダンス」をとりまとめ市町村等の地域の関係者に提示する。なお、国土交通省では、地方公共団体や公共交通事業者等、地域の関係者が一丸となって、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む「都市・地域総合交通戦略」(仮称)の策定・具体化を支援することとしており、本事業は、同戦略の策定等を支援するものである。		
施策等の目的	地域公共交通の活性化・再生を行おうとする地域の関係者に対して、交通円滑化やモビリティの確保に資する先進的かつ普及性のある取り組みについてモデル事業を実施し、その結果等を踏まえた技術的助言・情報提供としてのガイダンスを策定、提示することにより、地域における交通円滑化、モビリティの確保のための総合的な取り組みを支援し、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。		
関連する 政策目標	政策目標21 地域交通確保		
関連する 業績指標			
指標の 目標値等			
施策等の必要性	〇地域における交通円滑化、モビリテ題である地球温暖化、高齢社会、地域通の利用を推進していくことが強く求る利用者の減少や多くの赤字路線、状況にある。(=目標と現状のギャップの地域公共交通の再生にあたって大等の理由により、適切な取り組みを実のため、市町村を主体とした総合の再生を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。(=計画を図ることが必要である。)	或再生等に的確に められているが、そ の存在などによりな うなできずにもいるが、そ をかなを担う市場がなる がのなが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	対応していくためにも公共交 ミータリゼーションの進展等に 公共交通は衰退し、危機的な 町村が、知見不足、体制不備 合がある。(=原因分析) 策定を促進し、地域公共交通 活性化・再生に当たっての技 こより、地域の関係者が一体 する。(=施策の具体的内
社会的二一ズ	近年は地球温暖化、高齢社会、地 題に対応するためには、地域公共交 強く求められている。		
行政の関与	競争環境の中で交通事業者が経営 通について撤退しようとする動きなど、 円滑化、モビリティの確保のため、さら 課題の解決策として重要であることに 中で公共交通の利用を促進、活性化	が生じているが、4 らには、地球温暖(鑑み、行政として、	公共交通が地域における交通 と、高齢社会、地域再生等の 、地域交通の総合的な戦略の
国の関与	地域の公共交通の活性化・再生は、 等、自治体が主として取り組むべきも の解決や総合的な交通体系の構築に 策に対する十分な知見がない、組織的 り、適切な取り組みを実施できずにい 複雑化する公共交通システムを総合 施策についての技術的助言・情報提供	のであるが、市町 対して意欲的であ 的な体制整備がな るところもあること 的に体系化し、地域 供を行うことが必要	村の中には域内の交通課題 あるにもかかわらず、交通政 されていないなどの理由によ から、国において、多様化・ 域公共交通活性化のための そである。
施策等の効率性	本施策の実施により、先進的な取りる各地域が共有することができ、地域のり組みを促進することができる。これに	関係者が一体とな	なった主体的かつ総合的な取

	活性化・再生の取り組みが図られる。
施策等の有効性	本施策の実施により、地域においてその実情にあった最適な公共交通システムが 導入しやすくなる環境整備が図られ、公共交通の利用促進、活性化に向けて多様な 地域の関係者が一体となった総合的取り組みが促進されることにより、高齢者等移 動制約者の移動手段確保、温室効果ガスの抑制、コンパクトな街づくりの実現等に つながる。
その他特記すべ き事項	

事前評価票【No.35】

施策等名	ニューツーリズム創出・流通促進事業	担当課 (担当課長 名)	総合政策局観光事業課 (観光事業課長	#)
施策等の概要	名) 花角 英世) 一次の 本角 英世) 一次の 本角 英世) 一次の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別の 表別			
施策等の目的	① 観光を通じた地域の活性化 ② 経済効果が大きく、将来に向けて成長可能性の高い観光産業の発展 ③ 旅行を通じた新たなライフスタイルを創出することによる真に豊かさを 実感できる国民生活の実現			
関連する 政策目標	22)地域間交流、観光交流等内	内外交流の推進		
関連する 業績指標	96)国民一人あたりの平均宿泊	白旅行回数		
指標の 目標値等	96)国民一人あたりの平均宿泊	白旅行回数 2回	(平成 18 年度)	
施策等の必要性	○ 近年、国民の旅行スタイルが従来の「通過型」・「団体型」の物見遊山的な旅行から、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める「体験型」・「交流型」・「個人型」の旅行へと転換しているなど、旅行者ニーズが多様化・高度化しているが、このようなニーズの変化に対応する「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通が進んでいない。 (=目標と現状のギャップ)			
	O これは、旅行者ニーズの多様化・高度化により潜在需要がありながらも、 それが具体的な形で顕在化していない分野である「ニューツーリズム」旅行 商品が、多品種・小ロット・高付加価値という特色を有し、大量規格商品を 主とする既存の旅行市場では流通しにくく、また、その担い手となる地域の 観光事業者等が行うには高いリスクを伴うためと考えられる。 (=原因分析)			
	○ このため、具体的には、 ① 地域においては、魅力あるわる様々な取り組みがビジネスとして成立するため、ビジネスとして成立するためでする余力がないことで対すを対象に信頼ある形は、現と産業においては、現代を選出、できず、はは、のための取り組みができず、はしたが、商品には対したが、商品にはがあるのによっと、と	スとして持続可 か否か判然とした に加え、「ニュー で旅行者に供給 の「販売代理型 、 、小ロラ利益回とに 、 、 、 、 、 で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	能なものになっていない。 い段階でビジネス化のだいの一リズム」旅行商品をする仕組みが確立していた。 「マスセールス型」の旅行を通過である。 は種・高付加価値型の旅行の目処が立たないため、流り目処が立たないため、流りは、多様化・高度化に交換給や情報提供が十分である。	ことは できるではない 一方の低な 一行商通応

_	<u>, </u>
	③ 旅行者にとっては、旅行を通じた新たなライフスタイルの実現に向けた 潜在ニーズはあるものの、具体的な旅行商品の供給や情報提供が不十分で あるために需要が顕在化していないこと といった課題に対応し、地域密着型のニューツーリズム旅行商品の創出・流 通を促進することが、観光立国の実現の観点からも急務である。 (=課題の特定)
	○ そこで、国の主導・支援により地域密着型のニューツーリズム旅行商品を幅広く収集し、一元的に提供する全国的な流通「市場」を整備する。また、一般国民に対する普及活動として、セミナーやシンポジウムの開催等、プロモーション活動を行うとともに、地域密着型のニューツーリズム旅行商品の充実・高度化を図るため、地域におけるニューツーリズム旅行商品の創出に向けた新たな取り組みに関する実証実験(モニターツアー)を実施する。 (=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	近年、国民の旅行スタイルが従来の「通過型」・「団体型」の物見遊山的な旅行から、訪れる地域の自然・生活文化・人とのふれあいを求める「体験型」・「交流型」・「個人型」の旅行へと転換しているなど、旅行者ニーズが多様化・高度化しており、このようなニーズの変化に対応する多品種・小ロット・高付加価値型の「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通が求められている。
行政の関与	顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」旅行商品は、一般に、多品種・小ロット・高付加価値という特色を有し、大量規格商品を主とする既存の旅行市場では流通しにくく、その流通市場の整備が必要であり、また、その担い手となる地域の観光事業者等が行うには高いリスクを伴うこととなるため、行政の主導・支援が必要である。
国の関与	顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通促進を図るためには、全国的な規模の流通市場を整備する必要があり、また、地域密着型ニューツーリズム旅行商品の充実・高度化を促進する必要があるため、地方の自主的な取組みだけに委ねるのではなく、国の主導で全国的視野から取り組む必要がある。
施策等の効率性	「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通を促進することにより、旅行 消費の拡大にともなう関連産業の振興や雇用の拡大などによる、我が国経 済・地域の活性化といった大きな経済効果がもたらされるため、本施策は費 用対効果の観点から十分に効率的なものであるといえる。
施策等の有効性	本施策によって「ニューツーリズム」旅行商品創出・流通の成功事例を積み上げ、その要因を分析・活用することにより、地域の積極的な取り組みや新たな旅行商品の造成・流通の促進、旅行需要の喚起が図られる。

その他特記すべ き事項

〇経済成長戦略大綱

- 第1. 国際競争力の強化
 - 1. 我が国の国際競争力の強化
 - (6) <u>観光立国の実現と交流人口の拡大</u> (略)

そのためにも、国際競争力のある観光地づくりに取り組み、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備や景観法の活用等による良好な景観の形成を図る。<u>顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。</u>(略)

- 第2. 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)
 - 2. サービス産業の革新
 - (2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化
 - ①重点サービス6分野への政策の重点化 (略)

例えば、観光・集客分野においては、事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じ、「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含め、顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。(略)

- 第3. 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)
 - 1. 地域経営の活性化
 - (1) 地域資源を活用した地域産業の発展

食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光の振興、コミュニティビジネスの振興等を強力に進める。また、地域発の商品を直接消費者に提供する小売事業者への支援及び地産地消の推進も併せて行う。

〇平成18年度政策チェックアップ

政策目標 22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進

(2) 国民の観光を促進する

課題の特定と今後の取組みの方向性

・ 国内旅行振興を図るため、各地域固有の観光魅力の発掘と、その魅力を 組み込んだ新たな旅行商品の企画造成の支援等を通じて、国内旅行需要 の喚起を図る。

事前評価票【No. 36】

施策等名	みなと振興交付金の創設	担当課 (担当課長名)	港湾局計画課 (計画課長 富田 英治)
施策等の概要	地域が自らの課題に柔軟に対応し、個性的で活力のある「みなと」づくりを促進し、「みなと」の振興を図るため、国の関与を縮減し、港湾管理者及び港湾所在市町村の裁量を大幅に拡大した「みなと振興交付金」を創設。【平成 19 年度概算要求額:5億円】		
施策等の目的 - -	地域が自らの課題に柔軟に対応 促進し、「みなと」の振興を図る。)	のある「みなと」づくりを
関連する 政策目標	22)地域間交流・観光交流等内	外交流の推進	
関連する 業績指標 指標の	_		
目標値等			
施策等の必要性	〇島とのは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	きとつ部そみが理体や度 港つえすに会。 がた。低たとの(な造不 管、よ「え験= が地さ未め」ギ都っ力足 理個うみ、等施 度のに用個核ッ県、びて や的すと業フの 経個は化性とプ等自にお 市でる振実ト具 済性、し的し))ら既り 民活必興施を体	成長期頃大規模なと等は、大規模なと等は、でたが、大規模なと等は、でたが、大規模なと等は、できたのでは、できたが、大規模なと等は、できたが、大規模なと等は、できたが、大規模なと等が、大規模なとのでは、大規模なとのでは、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が
社会的ニーズ	中国地方整備局等で実施してきた 行政手続き等の相談などのソフト 港湾管理者が一体となった「みな の取組においては、地域の創意工 湾施設の有効利用が図られ、港湾	施策を一体で支援と」づくりのニー 夫や僅かな施設整 の振興が図られる	する認定制度)等、地域と ズが高まっている。これら 備等により、低未利用の港 事例が報告されている。
一 行政の関与	「みなと」の振興を図るためには、既存港湾施設の有効活用を図りつつ、新たな港湾施設の整備とソフト施策を一体的に講じることが必要であり、これまでの港湾整備事業と同様、行政が主体的に実施する必要がある。		
国の関与	地域の主体的な取組を支援するため、港湾所在市町村等が策定する「みなと振興計画」を国が総合的に評価して事業を採択するとともに、事業完了後は、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入する。これにより、国の関与を縮減するとともに、港湾所在市町村等の裁量性を拡大する。		
施策等の効率性	従来のハード整備のみによる取組 ともに、ソフト施策を一体的に講 により、効率的・効果的に「みな	じることにより、	比較的に小規模な港湾整備

施策等の有効性	本交付金の創設により、国の関与を縮減しつつ、地域の主体的な取組を支援することが可能となり、地域の創意工夫を活かしたきめ細かな施策を講じることが可能となる。
その他特記すべ	地方港湾と第一種漁港の施設整備を効率的に実施するため、平成17年度、「港
き事項	整備交付金」制度を創設した。

事前評価票【No.37】

施策等名	都市再生街区基本調査(土地活用 担当課 土地・水資源局国土調査課 促進調査) (担当課長名) (国土調査課長 本間泰造)		
施策等の概要	都市の中心部などで、潜在的に高度な土地利用が可能であるにもかかわらず、 境界情報の未整備が開発停滞の主要因となっているような地域において、街区外 周の境界に関する基礎的な情報を調査する。 平成19年度予算要求額 60億円		
施策等の目的	街区外周の境界情報を調査することにより、土地活用の具体化を推進するとと もに、これらの地域における地籍調査の進捗を図る。		
関連する 政策目標	24) 公正で競争的な市場環境の整備		
関連する 業績指標	112) 地籍が明確化された土地の面積		
指標の 目標値等	112) 158 千 k m ² (H21 年度)		
施策等の必要性	 ○ 地籍調査(市町村等が実施主体となる補助事業)の平成17年度末までの実施面積は134 千 k ㎡であり、平成21年度の目標値を達成するために必要と考えられる145 千 k ㎡を大きく下回っている。特に、都市部においては2 千 k ㎡(都市部全体の19%)しか進捗しておらず、調査の遅れが顕著である。(=目標と現状のギャップ) ○ 都市部において進捗が遅れている原因としては、土地の細分化、権利関係の輻輳、頻繁な土地の異動等により境界確認の合意を得ることが難しく、調査速度が上がらないことが挙げられる。(=原因分析) ○ このような状況に対応し、速やかに地籍整備を進めていくためには、本年度に完了予定の都市再生街区基本調査の成果を活用しつつ、境界に関する基礎的情報の整備を進め、市町村による地籍調査の円滑な実施を強力に支援していくことが必要である。(=課題の特定) ○ このため、国直営により、新たに境界に関する最も基礎的な情報である街区外周の位置情報を整備する都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)を実施するものである。(=施策の具体的内容) 		
社会的ニーズ	地籍情報の整備は、土地活用の推進、土地取引の円滑化、個人資産の保全、災害復旧の迅速化等に資するものであり、社会・国民のニーズに合致する。		
行政の関与 	地籍の整備は、登記所等の資料を整備し、国民に対し土地に関する基礎的情報 を提供するという極めて公共性が高いものであり、行政において実施する必要が ある。		
国の関与	都市部において地籍調査の円滑な実施を支援するためには、国において全国統一的に基礎的な境界情報の整備を行うことが必要である。また、地籍調査は、国の主要課題である都市再生に有効であることからも、国においてその支援を行う必要がある。		
施策等の効率性	本調査により、国が基礎的な境界情報を整備・提供するとともに、これを活用して市町村が地籍調査を行うことで、関係者の測量作業の重複によるムダが排除され、土地活用の活性化が期待されるとともに、都市部における地籍整備が推進される。		
施策等の有効性	本調査により、都市部のうち年300km程度の面積について基礎的な境界情報の整備が行われる。これらの地域においては、地籍調査の基礎となる資料が蓄積されることになり、地籍調査を進めやすい環境が整備されることから、地籍調査の進捗につながる。		
その他特記すべ き事項	現状では、都市部の地籍調査が特に遅れていることから、都市部の進捗率をいかに向上させるかが課題である。そのため、都市再生本部において示された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、法務省等と連携しつつ、民間活力を活用して、全国		

の都市部における地籍整備を実施していく(平成17年度政策チェックアップ)。

施策等名	住宅の生産・供給システムにお ける信頼確保	担当課 (担当課長名)	住宅局住宅生産課 (住宅生産課長坂本努) 住宅局建築指導課 (建築指導課長小川富由)
施策等の概要	住宅・建築物のストック情報等のデータベースの整備、建築士事務所・指定確認 検査機関等の登録及び情報公開システムの構築、瑕疵担保責任履行確保のための 検査体制等の整備等 【予算要求額:国費33億円】		
施策等の目的	住宅・建築物についての安全・安	心の確保を図る。	
関連する 政策目標	26)消費者利益の保護		
関連する 業績指標	_		
指標の 目標値等	_		
施策等の必要性	目標と現状のギャップ 〇(目標)構造計算書偽装問題を契機として大きく揺らいでいる住宅・建築物に対する国民の信頼の早期回復や、既存住宅・建築物の耐震性の向上やアスベスト対策、エレベーター等の事故への迅速な対応、瑕疵担保責任履行の実効の確保措置等のため、住宅・建築物に関する社会インフラの整備など安全・安心の確保を図る総合的な取り組みを推進していくことが必要である。また、建築士事務所等の違法行為に関する処分情報等は、広く国民に周知することによって、正しい選択が可能となるとともに、悪徳業者等が排除され、市場環境の健全化が促進されるべきである。 〇(現状)しかしながら、構造計算書偽装問題・エレベーター事故など住宅・建築物で頻発する事件等においては、事態の正確な把握及び迅速かつ適正な対応のために、事件等発生の都度必要な調査を実施する中で、		
	・必要な情報が集約されていない ・必要な情報が欠落している ・情報の蓄積媒体が紙である 等の理由により、調査に多大な時間と労力を要し、また地方自治体が行った調査 に関しては、報告の内容に粗密や必要な情報の欠落が存在していた。 また、建築士事務所等の違法行為に関する処分情報等は公開されておらず、住 宅・建築物について、建築確認の際の建築計画概要書等の限られた情報が各特定 行政庁において閲覧の対象となっている程度である。 さらに、新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、 住宅の構造耐力上主要な部分等について、10年間の瑕疵担保責任を負うことと されているが、構造計算書偽装問題を契機に、売主等が十分な資力を有さず瑕疵 担保責任が十分履行されない場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態になるこ とが改めて認識された。(=現状と目標のギャップ)		
	〇住宅・建築物に関するストック情報等は、これまで各地方自治体が個別に蓄積し、情報の蓄積媒体・フォーマット等についてもそれぞれ独自に運用してきた。このため、事件等発生時の調査が円滑に進まず、多大な時間と労力を要し、必要な情報の欠落が存在していた。また、住宅・建築物に関するストック情報等のうち、国民にとって必要な情報の公開システムが整備されていない。(=原因分析)また、瑕疵担保責任の履行を確保するため、(財)住宅保証機構が行っている住宅性能保証制度などの瑕疵担保責任保険が既に存在するが、その利用が任意であることもあり、利用率は新規住宅供給戸数の約1割、中小住宅生産者*が主に供給している戸建についても約3割にとどまっている。		

※ 年間住宅供給戸数が 50 戸未満の戸建住宅生産者としている。

〇住宅・建築物に関するストック情報等について、全国統一的なフォーマットの整備、データベースの整備による行政間の情報の共有化、データベース化した情報のうち国民に必要な情報の公開システムの整備等が喫緊の課題となっている。また、住宅の売主等による瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置を講ずる必要があり、その措置を実施するにあたっては検査体制等の整備や中小住宅

住宅・建築物のストック情報等のデータベースの整備、建築士事務所・指定確認 検査機関等の登録及び情報公開システムの構築、瑕疵担保責任履行確保のための 検査体制等の整備、中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する瑕疵保証 円滑化基金についての国庫補助の拡充等。 (=施策の具体的内容)

生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する措置を講ずることが必要である。(=

社会的ニーズ

課題の特定)

住宅・建築物の安全性を確保し、建築行政の信頼回復を図るとともに、建築行政の効率性を向上させることにより行政コストを削減すること、及び行政からの信頼ある情報提供に基づく消費者の正しい選択行動によって悪徳業者が排除され、信頼ある市場環境が整備されることが求められている。

また、消費者が安心して住宅を取得することができる環境を整備するため、新築住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行を確実にするための措置が求められており、その措置を実施するための検査体制の整備が不可欠である。

さらに、新築住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行を確実にするための売主等の資力確保を義務付けることにともない、大部分の住宅生産者による瑕疵担保責任保険制度の利用が見込まれる。それにともない、中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援する瑕疵保証円滑化基金についても、その活用の大幅な増加が見込まれる。

行政の関与

建築行政の効率性を向上させること及び行政から信頼ある情報を消費者へ提供すること、瑕疵担保責任履行の確保を図るための環境整備を行うこと、戸建住宅建設の約5割を占める中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援し、消費者利益の保護を図ることは、行政の責務である。

国の関与

構造計算書偽装問題・エレベーター事故など住宅・建築物で頻発する事件等は、 全国の都道府県での広域的な対応が不可欠であるとともに、建築基準法に基づき 技術的基準を定めている国が、違法建築物・既存不適格建築物等の情報把握等の ため、住宅・建築物のストック情報等のデータベースの整備等に主体的に取り組 む必要がある。

また、瑕疵担保責任の履行を確実にするための売主等の資力確保措置については、全国的に統一された考え方により検査、瑕疵認定、査定、普及・啓発等を行う必要がある。

さらに、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等について、全ての新築住宅の売主等に10年間の瑕疵担保責任が課されている。戸建住宅建設の約5割を占める中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行を支援し、消費者利益の保護を図るため、国の関与が不可欠。

施策等の効率性

住宅・建築物ごとの建築主・設計者・所有者等や当該住宅・建築物の処分歴等の 情報が整備されることにより、住宅・建築物において頻発する事故等に対する調 査業務が効率化し、調査時間の大幅な短縮、地方公共団体に対する負担の軽減等 が図られる。

また、行政間で資格者等の情報が共有化されることにより、建築士・指定確認検査機関等における違反対策や、処分の厳正かつ効率的な実施が図られる。

さらに、売主等の資力確保の義務付けにあたり、検査、瑕疵認定、査定、普及・ 啓発等により、制度の円滑な運営のための環境整備が図られる。

また、一定の危険リスクが発生した場合の担保措置の整備に限って国が支援を行うことにより、瑕疵保証円滑化基金の安定的な運用を可能とし、中小住宅生産者の負担を軽減し、確実な瑕疵保証の履行の支援が図られる。

70

施策等の有効性 住宅・建築物ごとの建築主・設計者・所有者等や当該住宅・建築物の処分歴等の 情報が整備されることにより、既存住宅・建築物の耐震性の向上やアスベスト対 策等が促進される。 また、行政間で資格者等の情報が共有化されることにより、違法行為を行った建 築士・指定確認検査機関等への対応が迅速化されるとともに、情報公開により、 市場環境が整備される。 さらに、売主等の資力確保の義務付けにあたり、検査、瑕疵認定、査定、普及・ 啓発等により、制度の円滑な運営のための環境整備が図られる。 また、瑕疵保証円滑化基金の増額等により、個別に保険会社と契約することが困 難な、経営基盤が比較的脆弱な中小住宅生産者が、住宅性能保証制度を利用しや すくする環境が整備され、消費者が安心して住宅を取得できる環境が整備され その他特記すべ 平成 18 年 2 月 24 日社会資本整備審議会の中間報告において、以下の通り提言さ き事項 れている。 「建築物のストック情報に関するデータベースを整備し、行政機関の相互連携を 強化する必要がある。」(抜粋) 「住宅の購入者等の保護を図るため、住宅の売主等による瑕疵担保責任保険への

(抜粋)

加入等瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置を講じる必要がある。」

事前評価票【No.39】

施策等名	地理空間情報の高度な活用 の推進(基盤地図情報整備) (担当課 担当課長名)	国土地理院企画部企画調整課(企画調整課長 齋藤 隆)	
施策等の概要	シームレス化して、地理空間情報るとともに、ワンストップ提供を 予算関係・・・平成 19 年度予算	マングライ マン		
施策等の目的	図情報の重複整備の回避や地理空災、環境、まちづくり、防犯など コンテンツの発信サービスなどの	情報の基盤をなす基盤地図情報の整備・提供を行うことにより、地 复整備の回避や地理空間情報の共有などの行政の効率化、交通、防 まちづくり、防犯など様々な行政分野でのサービスの高度化の他、 の発信サービスなどの新産業や新サービスの創出、迅速・的確な災 ニバーサル社会実現などによる国民生活の向上を図ることを目的と		
関連する 政策目標	目標 27 IT革命の推進			
関連する 業績指標	特になし			
指標の 目標値等	特になし			
施策等の必要性	星測位の組合せの可能性が拡大す盤の整備が進み、様々なコンテンを使ったコンテンツの発信につい	るなど、地理 ハツの発信に対 ハては十分な普	する期待が増大する一方、地図	
	者が共通に利用できる基盤となる 及び流通が不十分で簡便に利用	る高鮮度の地間できないことが 方公共団体に	が挙げられる。特に、基盤的な地 おいては、地図情報の共通利用が	
	ことにより、様々な行政分野での	の業務効率化や ンツの発信なる	となる地図情報を整備・提供するやサービスの高度化を図るとともど新しい産業・サービスの創出を	
	そこで、国、地方公共団体等、あらゆる整備主体が整備する大縮尺地図データを活用して共通の白地図となる基盤地図情報を効率的に整備し、データベースに格納するとともに、そのワンストップ提供を行うものである (=施策の具体的内容)			
社会的ニーズ	き、その利用や技術の開発がそれ 日本測地系に代わって世界測地系 て利用することが容易になり、地	れぞれ独自に進 系が導入され <i>た</i> 也図をベースに	ごゲーション等の一部の利用を除 差展してきた。しかし、2002 年に ことにより、両者を組み合わせ こしたコンテンツの発信など、地 高まっており、その基盤となる基	

	盤地図情報整備へのニーズが増大している。
行政の関与	先に提出された「地理空間情報活用推進基本法案」において、国は地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施する責務を有し、地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を実施する責務を有するとされている。
国の関与	「地理空間情報活用推進基本法案」において、国は基盤地図情報の整備に係る技術上の基準を定めることが規定されており、基盤地図情報の整備・更新・ 提供に関する施策は、国による全国統一的な枠組みで行われるべきものである。
施策等の効率性	本施策は、国・地方公共団体等により整備される大縮尺地図データを、統一的な基準に基づき、一元的に集約・シームレス化し、基盤地図情報としてデータベースに格納の上、ワンストップサービスによる提供を行うものであり、様々な主体が個別に取り組む場合に比べて、シームレスなデータベースを効率的に整備できる。また、新たな基盤地図情報を整備することと比較して、重複のない効率的な整備が可能となる。
施策等の有効性	基盤地図情報の整備・更新・提供を全国レベルで進めることにより、地図情報の重複整備の回避や地理空間情報の共有などの行政の効率化、交通、防災、環境、まちづくり、防犯など様々な行政サービスの高度化、コンテンツの発信サービスなどの新産業や新サービスの創出、迅速・的確な災害対応やユニバーサル社会実現などによる国民生活における利便性向上などに寄与する。特に近年の急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化が激しい都市域において、変化に適応すべく実施される各種施策の効率的かつ効果的な実施に役立つものと期代できる。例えば、店舗情報や観光情報、要介護者等の移動支援や歩行者ナビゲーションなど様々なコンテンツが、基盤地図情報の整備により発信されやすぐなり、インターネットや携帯情和ながる。また、我が国では地震や豪雨による災害が頻発するが、特に建物や公共のスラが密集する都市域における地震発生時の建物程を活用した詳細ながある。この他、都市型災害に対して、基盤地図情報を活用した詳細ながある。この他、都市域での快適で安心な生活を実現するには、バリアフリー化の促進や犯罪対策などにも万全を期すことが必要であり、その計画・立案のためにより、都市は出来がで基盤地実を図点に盛り込んだ精密な大縮尺地図は必須資料であるが、その中で基盤地実を図点には、「対策などにより、情報共有化関発の効率的なするため、表面には、関発の対率にある。
その他特記すべ き事項	高精度の共通白地図である基盤地図情報をはじめとした地理空間情報の整備・提供等の総合的・体系的な実施などを目指した「地理空間情報活用推進基本法案」が、第164回通常国会に提出(平成18年6月12日)され、閉会中審査となっている。 一方、政府の「測位・地理情報システム等推進会議」においても、地理空間情報の一層の利活用を目標とする「基盤空間情報の整備等に関する新計画(NEXT-GIS)」の策定に取り組むことが、平成18年3月31日に開催された第3回会議において決定された。

事前評価票【No.40】

•				
施策等名	我が国建設業の国際展開の推進	担当課	総合政策局 国際建設室	
	- 官民連携によるインフラ整備-	担当課長名	(山根参事官)	
1	>	1 A / L — A - M/ L - L		
施策等の概要	海外展開に向けた我が国建設業界全体の企業力を向上させ国際競争力を強化			
	するとともに、インフラ不足の著し			
	民協働型のインフラ整備方式による	5具体の案件形成	だを促進し、建設業の国際展	
	開を推進する。			
	【予算要求額:160百万円】			
施策等の目的	国内市場の縮小による競争激化の)中で国際競争力	の強化を図り、国内依存度	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の高い産業構造を転換する。同時に			
	建設業の海外市場への展開を推進す	· · ·	正師の木口が沙こんとして	
関連する	た	Ψ 0		
政策目標				
以宋日悰				
関連する				
業績指標				
指標の				
目標値等				
施策等の必要性	(1) 国際競技士の設化			
加東寺の必安性 	①国際競争力の強化		うしゅう カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	
	〇我が国建設業の海外進出は進出			
	るのみならず、優れた技術・ノ			
	貢献することが期待されている	か、依然本格化	じているとは言い難い。	
	(=目標と現状のギャップ)			
	我が国建設業の内需依存型の産業構造とリスク管理能力の不足や国際市場			
	に対応する人材の欠如、商慣習の違い等が海外展開が本格化していない原			
	因となっている。			
	(=原因分析)	— — —		
	特に中小企業を中心として人材	育成の強化と海	外展開に必要な情報等の提	
	供が課題。また、他国の建設業も成長を遂げ、国を挙げて自国の建設業の			
	海外展開に積極的な取組を行っているなか、国際建設市場において我が国			
	業のプレゼンスを強化していくことが重要。			
	(=課題の特定)	. ここが 主文。		
	□ (一味	お 杏成の強化と	カロボ は と	
	に当たって必要される海外建設			
	化を行う。さらに、我が国建設	え来のフレセン人	、強化のための取組を励力に	
	実施する。			
	(=施策の具体的内容)			
	②官民協働型インフラ整備の推進			
	〇 近年、我が国建設業等の競争に			
	ンフラ整備需要が高まっている			
	でインフラ整備に 1 兆ドル以上	この支出が必要((国際協力銀行調査)とされ	
	ているが、ODAの総額は需要	夏の1割程度を賄	うのみであり、資金が大幅	
	に不足している。			
	(=目標と現状のギャップ)			
	□ ○ 我が国の優れた技術・知識・ノウハウを活用した海外インフラ整備におい			
	て、建設業の国際展開にかかる			
	するために必要な資金の大幅な不足、途上国におけるインフラの低品質な 維持管理・運営が問題となっている。			
	権持官理・連呂が问題となっている。 (=原因分析)			
		明朝に対加し イリ	ンノ心亜がなるまのの そち	
	〇 従来のスキームでもこれらの問題に対処していく必要があるものの、それ **はなは四周がまり			
	だけでは限界があり、			
	・官民が有する技術・ノウハウを融合し、建設段階から維持管理に配慮			
	した案件形成。			

	・案件の性質により、公的資金と民間資金を組み合わせた案件形成。 ・国際展開に伴う様々なリスクを、可能な限り事前に回避する方策への 支援。
	を行う必要がある。 (=課題の特定)
	〇そのため、官と民が協力してインフラの整備から維持管理・運営までを一連
	のプロジェクトとし、その間の資金調達や契約関係を含めて提案。さらに相 手国における政策対話やセミナー等を実施して案件形成を促進する。
	(=施策の具体的内容)
社会的ニーズ	①国際競争力の強化
	今後、海外受注案件の増加が見込まれる中、海外展開への意欲がありながら も、遅れをとっている中堅建設会社を中心に、海外市場に対応できる人材を
	早急に育成することが求められている。
	②官民協働型インフラ整備の推進
	アジア等海外のダイナミズムを活用した我が国企業の競争力強化のため、ア
	ジア地域を中心としたインフラ不足の解消と建設業の海外展開が必要であ る。
行政の関与	①国際競争力の強化
	大手企業に限らず、中堅建設会社を含めた業界全体としての競争力を強化し ていくためには行政の関与が求められている。
	②官民協働型インフラ整備の推進
	インフラの維持管理・運営に係る技術など行政が有する技術・ノウハウやO
	DA資金を活用し、相手国との政策対話を通じ、インフラ整備プロジェクト
国の関与	の案件形成を行うためには、行政の関与が必要である。 ①国際競争力の強化
四切因于	「経済成長戦略大綱」に掲げられているとおり、我が国経済の成長力強化は
	政府として対外政策であり、内需依存型である建設産業の競争力強化につい
	ても国として支援していく必要がある。
	②官民協働型インフラ整備の推進 インフラの維持管理・運営に係る技術やODA資金の活用のためには、国の
	関与が必要である。
施策等の効率性	①国際競争力の強化
	急激な海外建設市場の変化と業界全体の構造的な人材不足に対応するため
	に、短期・集中的に人材育成を行う。トップセールスに併せたプレスコンフ ァレンスの開催、多くの企業関係者、政府関係者等が集まる総合的なコンベ
	ンションへの参加、ビジネスマッチング等を並行的に実施することは、我が
	国建設業のPRをするうえで極めて効果的である。
	②官民協働型インフラ整備の推進
	インフラ整備から維持管理・運営までを一連のインフラ整備プロジェクトと して、政策対話や現地セミナーを行うことにより、より効率的な案件形成が
	可能となる。
施策等の有効性	①国際競争力の強化
	国際競争力を強化することにより、国内の経済動向に左右されずに我が国建 設業全体としての海外展開が図れるようになり、進出先国・地域での受注が拡
	大するとともに社会資本整備を通した国際貢献が推進される。
	②官民協働型インフラ整備の推進
	我が国の優れた技術・ノウハウを生かし、維持管理・運営を見据えたインフラ
	整備が促進されることにより、インフラ利用者への優良なサービスが提供される。また、これに伴い、建設分野等における技術・ノウハウが東アジア共通の
	る。また、これに行い、建設力野等における技術・プラバラが泉アラア共通の基盤として普及し、建設業の国際展開に貢献する。
その他特記すべ	「経済成長戦略大綱」(H18.7.16 財政・経済一体改革会議) において、国内需要
き事項	が中心であり、海外の基盤整備にも貢献する建設業について、その特徴、高
	い技術力・ノウハウ等強みをいかした国際展開に向けた取組を支援するとさ

れている。また、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、
建設分野等における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及
させていくとされている。